

欧州連合（EU）の社会経済の新構図

——最近のEU主要国の経済の実相とユーロ圏発展の課題——

清水 嘉治

- 一、はじめに——問題の所在——
- 二、99・ケルン・サミットにおける「世界経済」論の性格とヨーロッパ連合（EU）の課題
 - (1) 世界経済「発展」の難問
 - (2) 99・ケルン・サミットにおける「世界経済論」の性格——グローバルゼーションの二面性
 - (3) グローバリゼーションと社会的セーフガードの問題
- 三、97～98のEU主要国経済の実相と課題

——ドイツ・フランス・イギリスの経済課題——

 - (1) ユーロ圏誕生の基本構図
 - (2) ドイツ経済の主要動向と問題点
 - (3) フランス経済の主要動向と問題点
 - (4) イギリス経済の主要な動向と問題点
- 四、ユーロ圏発展の課題
 - (1) ユーロ圏誕生の意味

- (2) ユーロ圏の「安定と成長」政策の課題
- (3) ユーロ圏金融政策と為替政策のポイントとは何か
- (4) ユーロ圏中央銀行の外貨準備高とユーロ価値の問題点
- (5) 複数軸世界通貨としてのドルとユーロ
- (6) こんごの展望

一、はじめに——問題の所在——

二十一世紀に向ってEUは市場統合と通貨統合を連動した政策を実現しつつある。一九九九年一月一日、十一か国によるユーロの発足は、世界に対する新欧州の連帯の表明であり、世界の基軸通貨ドルに対抗しうる世界通貨体制の出発である。世界経済は複数軸通貨体制へ移行したことを意味する。一九七〇年欧州通貨同盟を提言したウエルナーレポートの構想が、いまや欧州に基本的に実現したといってもよいであろう。ユーロ実現までの約三〇年の歩みは、激動する世界経済の苦悩の歩みでもあり、EU経済の苦渋の連続の歴史でもあった。それは、ECの形成史またはECからEUへの発展過程をみても、内外の欧州経済の研究者間に、激しい学問的論争を呼びおこしたものであった。だが、現実の発展は、研究者の理論や実証分析をこえて急速に進んでいる。

私たちは、こうした激動する欧州をどのように把握したらよいか迷う。私たちは、たえず内外のEU研究の資料、文献を渉猟しても、追いつけない。だが、わたくしはこうしたテンポの早い欧州経済の動きに挑戦し、内外のEU分析の成果を踏えて、ユーロの発展を自己認識しつつ、新しい論理を構成したいと思っている。

本論は、こうした問題意識を踏えて次のような論理構成になっている。

第一に、一九九九年六月、ドイツの社民党中心のシュレーダー新首相が議長を務めたケルン・サミットの世界経済

論を取り上げる。彼らは激動する世界経済をどのように認識したのか。いま内外の世界経済論の研究者は、サミットのグローバリゼーションをどのように把握するかを問われている。サミットの「共同宣言」は、この問題に真正面に立ち向かっている。わたくしは、このグローバリゼーションのメリット、デメリットをどのように把握するかを重視したい。この問題意識の中で、はじめてユーロの性格も位置づけられるのではなからうか。したがって、ケルン・サミットの世界経済論の性格を明らかにしつつ同時にEUの主要課題を究明したい。

第二に、一九九九年一月現代世界経済史の転換点を示したユーロ圏発足のEU主要国であるドイツ、フランス、イギリスの経済実相はどうであったのか、一九九七年と九八年に限定して三か国の経済動態の性格とはなんであったのか、それぞれの特徴的問題点を明らかにすることによってEUの主要な問題点を示すことが可能であると考えた。こうした現実把握を踏えて、ユーロ圏の誕生の意味を明らかにし、ユーロの「安定と成長」政策とは何かを明らかにしたい。一九九六年三月のEU蔵相会議のとき、ドイツ代表は、通貨統合第三段階移行後の財政赤字の対GDP比三%以下の枠組みを策定することを提案し、同年一月ダブリンの欧州理事会で、フランスは「安定と成長に関する協定」に変更した。では、「安定と成長」路線とは何か。その実施に際して九七年六月のアムステルダム首脳会議では、雇用を重視した。こうした政策の中味を検討し、さらにユーロ圏の金融政策と為替政策のメリットの問題点を分析し、ユーロ中央銀行の政策戦略を示し、さいごに複数軸世界通貨としてのドルとユーロの共通点と相違点を明らかにし、ユーロの課題とは何かを示したい。

以下問題を進めたい。なお本論は、世界経済と欧州通貨統合としてのユーロ圏の課題をマクロ的に解析することによって主眼をおいた。

二、99・ケルン・サミットにおける「世界経済」論とヨーロッパ連合（EU）の課題

(1) 世界経済「発展」の難問

二〇〇〇年の世界経済の見透しは、決して明るいものではない。米国、EU、日本、東アジア諸国にとっても、成長率は不均等に「発展」し、決して経済の安定性を見ることはできない。一〇年近く持続的成長を保持してきた米国経済も実質GDP成長率九七年三・九%、九八年三・五%、九九年見通し二・〇%と鈍化傾向をみせている（表1）。この主要な理由は消費需要の低下、設備投資の低下、株価上昇率の鈍化傾向、失業率の増加（九九年二月の四・二%→四月四・三%）などによると考えられる。米国は従来の持続的景気動向に若干のかげりを見せている。この点について米国のエコノミストの間には楽観論と悲観論がある。前者は一時的景気鈍化で心配ないという立場であり、後者は持続的成長の限界であり、成長率も低下するという立場である。一方EUは、一九八〇年代後半から九〇年代初頭にかけて失業率の上昇、一%前後の低成長、株価の鈍化、消費需要の低下などに直面し、九二年「市場統合」の活性化をめざし、九三年十一月マーストリヒト条約（欧州連合条約）を発効し、市場統合、通貨統合、安全保障の「統合」を目指して新しい「市場共同体」を旗揚げした。この政策効果によるのか、九七、九八年と相対的に景気は上昇し、実質GDP成長率も二・七%、二・九%に上昇した（表1）。EUは、マーストリヒト条約に基づいて九九年一月から加盟十五か国中十一か国が通貨統合を発足させ、ドルに対峙した新しい欧州通貨「ユーロ」を発行した。ユーロの誕生は、世界経済におけるグローバル化の着実に進める新しい欧州市場の意思表示であり、基軸通貨ドルに対する対抗軸として注目され、世界経済の新局面をみせることになった。だが欧州経済は決して米国のように持続的成長をもたらすことにならなかった。EUの主要国である英、独、仏、伊の経済動向をみる限り、表面的に

第1表 世界経済の概観

	名目 GDP (96年)		実質 GDP 成長率 (%)				98年各四半期		GDP 見通し	
	億ドル	シェア	94	95	96	97	1~3	4~6	98	99
世界計	291,157	100.0	3.9	3.7	4.2	4.1	—	—	2.0	2.5
先進工業国	220,200	75.6	3.2	2.5	3.0	3.1	—	—	2.0	1.9
アメリカ	73,881	25.4	3.5	2.3	3.4	3.9	5.5	1.8	3.5	2.0
日本	49,950	17.2	0.6	1.5	3.9	0.8	-5.2	-3.3	-2.5	0.5
EU	86,009	29.5	2.9	2.4	1.7	2.7	2.3	0.8	2.9	2.5
ドイツ	23,535	8.1	2.7	1.2	1.3	2.2	5.9	0.4	2.6	2.5
フランス	15,366	5.3	2.8	2.1	1.6	2.3	3.0	2.6	3.1	2.8
イギリス	11,534	4.0	4.4	2.8	2.6	3.5	2.7	2.3	2.3	1.2
イタリア	12,142	4.2	2.6	2.7	0.4	2.3	-0.5	1.7	2.1	2.5
カナダ	5,792	2.0	3.9	2.2	1.2	3.7	3.4	1.8	3.0	2.5
オーストラリア	3,909	1.3	5.1	3.8	3.7	3.0	5.0	3.1	3.5	2.0
発展途上国	60,952	20.9	6.7	6.1	6.6	5.8	—	—	2.3	3.6
アジア	30,585	10.5	9.6	9.0	8.2	6.6	—	—	1.8	3.9
NIEs	10,053	3.5	7.6	7.3	6.3	6.0	—	—	-2.9	0.7
韓国	4,848	1.7	8.6	8.9	7.1	5.5	-3.9	-6.6	-7.0	-1.0
台湾	2,723	0.9	6.5	6.0	5.7	6.8	5.9	5.2	4.0	3.9
香港	1,541	0.5	5.4	3.9	4.6	5.3	-2.8	-5.0	-5.0	0.0
シンガポール	941	0.3	10.5	8.7	6.8	7.8	6.1	1.6	0.0	0.2
ASEAN	7,527	2.6	7.8	8.2	7.1	3.7	—	—	-10.4	-0.1
インドネシア	2,274	0.8	7.5	8.2	8.0	4.6	-7.9	-16.5	-15.0	—
タイ	1,814	0.6	8.9	8.8	5.5	-0.4	—	—	-8.0	—
マレーシア	993	0.3	9.2	9.5	8.6	7.8	-2.8	-6.8	-6.4	—
フィリピン	838	0.3	4.4	4.8	5.8	5.2	1.7	-1.2	-0.6	—
中国	8,154	2.8	12.7	10.5	9.6	8.8	7.2	7.0	5.5	—
インド	3,604	1.2	6.9	7.9	7.5	5.6	—	—	4.8	—
中東	9,738	3.3	0.7	3.8	4.7	4.7	—	—	2.3	2.7
中南米	17,807	6.1	5.2	1.2	3.5	5.1	—	—	2.8	2.7
メキシコ	3,294	1.1	4.4	-6.2	5.2	7.0	6.6	4.3	4.5	—
ブラジル	7,750	2.7	5.9	4.2	2.8	3.2	0.9	1.5	1.5	—
アフリカ	2,822	1.0	2.2	3.1	5.8	3.2	—	—	3.7	4.7
市場経済移行国	9,270	3.2	-7.1	-1.5	-1.0	2.0	—	—	-0.2	-0.2
ロシア	4,406	1.5	-12.7	-4.1	-3.5	0.8	0.0	-0.9	-6.0	-6.0
中・東ヨーロッパ	4,222	1.5	-2.8	1.6	1.6	2.8	—	—	3.4	3.6

〔出所〕 IMF, "World Economic Outlook", "International Financial Statistics" 1998, OECD, "Main Economic Indicators" 1998, 世界銀行 "Atlas" 経企庁編「世界経済白書」(1999年) などより作成。

第2表 ユーロ圏各国の成長率見通し
(単位、%)

		98年	99年
ドイツ	(33.4)	2.8	2.0
フランス	(22.1)	3.0	2.2
イタリア	(18.2)	1.7	1.9
スペイン	(8.5)	3.8	3.4
オランダ	(5.8)	3.7	2.5
ベルギー	(3.9)	3.0	2.0
オーストリア	(3.3)	3.1	2.3
フィンランド	(1.9)	4.6	2.9
ポルトガル	(1.5)	4.1	2.9
アイルランド	(1.2)	9.0	7.0

(注) ドイツ銀行作成。ルクセンブルクは除く。カッコ内は各国GDP(97年)のユーロ圏全体に占める比重(ドイツ三和銀行算出)

「日本経済新聞」1998年12月7日

は「安定」した成長をみせてはいるが、構造的には、ぜい弱性を抱えている。とくに雇用問題は安定していない。EU主要国における中成長、設備投資の上昇、九七年、九八年において消費需要の増大、株価上昇などの景気回復の中でも、雇用問題は構造的に解決できていない。ところがEUの主要国であるドイツ、フランス、イギリスが一〇%前後の失業率であったのに対してオランダ、ポルトガル、アイルランド、フィンランドの失業率は四%台に下った。

この背景には、欧州「小国」は、構造的体質改革を行いおしなべて四%から九%台の高成長率(一九九八年)をもたらしることができた。EU主要国の経済は不安定であるが小国は見事に成長したのである。EU大国の動きの中で小国の高成長の主な内容に触れてみると、フィンランドは、北欧州に位置し伝統的に林業立国を定着させたが、グローバリゼーションに対応するために、政府は積極的に情報産業を育成し、情報インフラの条件整備や通信市場の自由化を進め、製造業にも成長のインパクトを与え、成長率も四・六%(一九九八年)を維持し、失業率も不況期の八%以下に低下した。オランダも政府と労使の協調によって生産性の上昇率に賃金の上昇率を適応させることによって経済の活力をもたらした。成長率三・七%(同上)を維持している。アイルランドも、九八年成長率九・〇%と好調(第2表)で、失業率も二%以下であり、外国資本を優遇し、法人税率を引き下げ、現地雇用機会を拡大させている。だが欧州連合全体としては、中・低成長率を維持するのに精一杯である。EUは域内における成長率の不均等発展をみせながら、経済体質の改革を通じて高成長率をもたらした小国と中成長率をもたらしながらも構造改革をできず中失業

率を解決できない。EUは、域内の不均等発展の中で、難問に直面している。

日本と東アジアは米国、EUと違って九七年、九八年金融危機、通貨危機に直面し、経済体質の改革を迫られているが、不透明のまま部分的株価上昇をみせている。日本は九一年以降、持続的不況を経験し、九七年実質GDP成長率は四・九%、九八年マイナス二・五%、九九年一―三月期の意外な成長率を見せたが予測は〇・五%であり、失業率は四・九%に上昇し、設備投資も低水準であり、株価は九九年六月、七月、八月と九八年の一万三〇〇〇円台から一万八〇〇〇円台（八月末）へと上昇し、部分的な景気の「底離れ」を見せたようであるが一時的ではないか。福祉・環境を優先した経済の構造改革はできていない。九八年の六〇兆円の金融機関への公的資金の投入、一〇兆円の公共投資、住宅減税、二〇兆円の中小企業への「貸渡り」対策など強引な政策「効果」の浸透によって、辛うじて景気の「底離れ」をみせたというのは政府系エコノミストの見解である。失業率の増大、バブル期の過剰設備、過小消費、生活不安の累積など「景気回復」はみられない。経企庁長官でさえ、日本経済の回復は厳しいといわざるをえない。この点をどのように政策的に対応するかが問われている。とくに徹底した消費減税を軸とした消費需要拡大と企業の本質的改革を通じた新しい雇用拡大を打ち出さない限り、日本経済の不況体質は改善されないのではない⁽¹⁾。

すでにある分析によると、日本全体の過剰設備の半分に当たる四十兆円分を二年間で廃棄し、廃棄分に見合う二四〇万人の就業者を減らすと企業収益は、九・九%と増加し、二〇〇〇年度には二五・六%の増益をもたらす⁽²⁾という。では二四〇万人の就業者は、どうなるのか。雇用を吸収して収益をどのようにするか⁽³⁾の発想はない。米国では、九〇年代初めに、企業収益↓株価の回復↓家計への資産効果↓消費の下支えというメカニズムが働いた⁽⁴⁾というが、雇用吸収は九〇年代後半になってからである。米国は、景気回復過程の中で第三次産業であるサービス産業が雇用吸収をはかったが、日本でのサービス産業は、消費需要が拡大しない限り景気回復を期待できない。したがって日本経済は、

政府の公的資金（税金）によって景気回復の政策効果を期待しているが、経済体質改革なしに国民へハイリスクハイリターンの経済を上から押しつけている限り、本格的な経済の回復を見ないであろう。⁽³⁾

(2) 99・ケルン・サミットにおける「世界経済」論の性格——グローバル化の二面性——

こうしてみると世界経済は、地域によって景気・不景気の不均等発展を示している。各国の経済成長は、グローバル化の進行の中で、不均衡に進む。米国、欧州の景気回復が重厚に進んだのに対し、日本は、持続的不況をもたらし、IMFも、世界銀行も、サミットも、「日本経済の改革を通じた成長」を望んできた。だが、日本経済は世界、途上国のニーズに対応していない。⁽⁴⁾

では次に二〇〇〇年に向けての世界経済の進路を示した九九年サミットの課題を検討してみよう。九九年ドイツ・ケルン・サミットにおける世界経済とは何か、その認識方法、および政策提言を客観的に吟味したい。

九九年六月二十日八カ国首脳会議（ケルン・サミット）は、世界経済の主要問題について共同宣言を発表した。⁽⁵⁾ 「新しい二〇〇〇年期を間近に控えて、われわれの諸国及び国際社会が直面している課題」について議論している。

その課題とは、整理していえば、(1)「世界経済の成長」問題、(2)「世界貿易体制の構築」問題、(3)雇用促進のための政策形成の問題、(4)「人々への投資」問題、(5)社会的セーフガードの強化、(6)開発パートナーシップの深化の問題、(7)途上国債務問題、(8)地球環境問題、(9)不拡散と軍縮の促進問題、(10)地球規模の課題など地球市民にとっても重要政策課題であった。本稿では、こうした課題の中から(1)(2)(3)(4)(5)の経済社会政策の諸課題を整理して取り上げ、論評したい。

基本政策の構図は、グローバル化の進行への姿勢である。⁽⁶⁾ 地球市民にとって多国籍企業中心のグローバル

化にどう対応するかが問題になる。「世界的なアイデア、資本、技術、財及びサービスの急速かつ加速しつつある流れを伴うプロセスは、我々の社会に既に大きな変化をもたらした」とケルン・サミットは認識し、一方でグローバリゼーションのもたらすメリットを評価し、他方で労働者、市民にとってリスクの増大を伴っていることも論評している。⁽⁷⁾

グローバリゼーションの一層の開放とダイナミズムは、「生活水準の広範な改善及び貧困の大幅な減少に貢献してきた。統合は、効率機会及び成長を刺激することにより、雇用の創出に役立ってきた。情報革命ならびに文化及び価値観のさらなる相互交流は創造と革新に拍車をかけつつ、民主化への刺激、人権及び基本的な自由のための闘いを強化してきた」と。しかし同時にグローバリゼーションは、「世界中のある程度の労働者、家庭及びコミュニティにとって混乱及び金融面での不確実性のリスクの増大を伴ってきた」と、そのマイナスも指摘した。グローバル化の波が世界市場を席捲し始めたのは、一九八〇年代後半であり、製品貿易とサービス貿易の飛躍的増大と直接投資の相対的増大に伴うものである。それは先進国間、先進国と途上国間の「自由貿易」の飛躍的増大と資本の相互投資の連関性の増大にあり、両者の分業的関連性と内的相互関連性の増大によるものである。経済のグローバル化は、それを担っている多国籍企業間の激烈な競争、とりわけM&Aを利用した国際資本の世界市場支配の再編によるものである。⁽⁸⁾それは世界の商品生産と流通、消費の各市場をめぐる国際資本の支配と従属（企業の合併、吸収を含む）の新しい統合関係の展開にあり、同時に世界の証券、金融市場における資本占有率の増大をめざした国際金融資本による新しい市場支配と統合関係の連鎖作用の構図の定着にある。したがってそれは世界市場を対象とした商品、資本、技術、サービス、情報の複雑な相互依存と統合と再編を意味する。

すでに国境を超えた多国籍企業ないし世界企業は、世界市場を自己の配下に組み入れることによってその存在性を

巨大化する。したがって直接的には、多国籍企業は進出先の国民市場を求め、法人税の軽減、現地市場の慣習、雇用の機会を拡大、競争的寡占価格（相対的低価格）の維持、現地競争企業の経営体質の改善、効率性、競争的成長刺激をもたらす。一方、国際資本は現地企業の自立性を促進すると同時に現地企業の吸収、合併による統合化の促進、新しいリストラによる失業者の増大、国際資本の統合と再編をもたらす関係をつくりだす。多国籍銀行、多国籍証券、多国籍投資会社を中心とする国際金融資本は、ハイリスクとハイリターンの経済学を普及させ、個人、企業の国際的株主化、証券市場における弱肉強食の論理を円滑に浸透させ、現地住民の貯蓄、資産を債券市場の網の目の中に組入れる。現地市民、企業はハイリスク・ハイリターンの経済の論理に吸収されつつ、そこで債権者と債務者に分極化され、ハイリスクを担う債務者は貧困化する。グローバリゼーションは、リージョナリゼーションを通じてローカル市場を統合し、ローカル市場は、一方で地域経済の自立化に向うと同時に、リージョナリゼーションに対応できない地域は国際的資本に従属される関係をつくりだす。

ケルン・サミットにおける八か国首脳会議の宣言は、こうしたグローバリゼーションの二律背反、相対的矛盾の内容を正しく把握すべきであった。もちろん、宣言にみられた国際的政策の課題としてグローバリゼーションのインパクトを制御できない側面を認識しようとした努力を評価したい。だが私たちはグローバリゼーションの対抗軸として雇用、人権、人間の創造と革新、自治と主体的自由を踏えた市民社会の論理をもつべきである。各国は市民社会を主体にしたグローバリゼーションの制御を通して自国の成長をはかり、雇用機会の増大と市民権、自治権の拡大を定着させていくべきである。この点は(3)の課題である雇用促進のための政策と連動して論じられるべきであろう。

先進国のみならず中進国、途上国における高水準の失業問題をどうするかが問われている。共同宣言では、こう整理している。「我々は雇用拡大のための適切な政策を形成するための、強化された国際協力及び増進された国家レベ

ルでの努力の重要性を再認識する」という。企業のリストラ、合理化に伴う失業問題を国家の労働政策として受け止めていく。それは、持続可能な成長及び雇用創出の基礎を強化するための二段階の取り組みを行うことを提言している。その第一段階は、「我々の経済の適応性と競争力を強化するとともに、長期失業者が労働市場に戻ることを支援するための構造改革を促進することにある」という。第二段階は、「安定と成長に向けたマクロ経済政策の追求及び金融政策と財政政策の適切なバランスの確立にある」という。

先進国における雇用促進の取り組みは、資本主義の発展過程の中でその国の歴史的労働慣行、労働政策をめぐる労働者の対抗と協調関係、労働法による身分の保障、労組と経営者団体との政治的勢力関係などによって規定される。アメリカ的雇用促進策は、市場中心主義に基づく成長を前提にした雇用政策であり、持続的景気回復過程において企業は不況期に排出した失業者を吸収している。前にも触れたが、例えば、アメリカは九一年三月以降景気拡大が続いている。九九年三月には八年目に入り、戦後第三番目の拡大期にあり、回復当初「雇用なき回復」といわれたが、九三年以降、雇用回復もみられ、サービス産業を中心に九七年前半までに約一四〇〇万人の雇用が創出された。ところが九八年に入って失業率は四・三%と七〇年（9）以来の低水準となった。

一般的にはある成熟段階に入るとすると成長期にあっても企業のリストラが進み、失業率が低下しない経済現象をみせる。その理由は、労働力に代替する情報技術、技術力の利用の高度化、企業経営の合理化によるリストラ、新自動機器装置の導入によるといわれている。こんごアメリカの雇用問題も楽観視できないであろう。さらに株価騰貴に依存するアメリカ経済体質はぜい弱な側面をもっている。これをどうするかである。ECの主要国であるイギリス、フランスはどうであろうか。EU主要国は原則として雇用のための成長、福祉のための成長、環境保全・創造と両立する成長を経済政策の目標にしている。例えば英国のブレア労働党政権は、誕生直後九七年六月EU首脳会議で

EU社会憲章を受け入れ、EUと協調して労働者の権利の向上を目指すと同時に労働市場の柔軟性だけでは厳しい国際競争に対応できないという認識をもち、フレキシブル・プラスを合言葉として新しい社会労働政策「福祉から仕事へ」を方策として実施している⁽¹⁰⁾。それが「ニューディール」計画であり、とくに若年者の長期失業など職業訓練、雇用対策のための計画を打ち出した。企業が六か月以上失業している二五歳以下の若者を雇用した場合、雇用者に対し週六〇ポンド（最高六か月間）の補助金を支給したり、九八年四月から二〇〇二年までの五年間で三一億五〇〇万ポンドを支出し、若年労働者の就業計画を優先したり、企業が一年以上の失業者を雇用した場合、六か月間、雇用者（企業）に補助金を支出したり、さらに最低賃金制を実施し、労働者の生活水準の確保と安全保障を打ち出した。わたくしはこの点を評価したい。またフランス政府が九七年から九八年にかけて打ち出した失業対策も注目すべきであろう。政府が公共部門で三五万人の雇用創出をめざした法案を可決したことや賃金を下げずに労働時間を週四時間に減らすこと、この点は実質所得向上を通じて消費需要を増加し、これが成長を誘発し、企業を活性化すると考えている。その他軍事費のうち装備費、施設費を削減して雇用対策費に回した点も評価されている。

こうしたEU主要国の実践を踏えてケルン・サミットは世界経済観における成長と雇用問題をもっと創造的に吸収すべきであろう。ケルン・サミットの「雇用促進」策は、こういつている。「我々の経済の適応性が増大するにつれ、経済成長がより多くの雇用をもたらしがいぜん性が増大する。我々は、したがって労働、資本及び製品市場における構造的硬直性の排除、起業家精神及びイノベーションの促進、人的資本への投資、経済的インセンティブを強化し雇用を促進するための税制及び給付制度の改革並びに革新的で知識に立脚した社会の開発を強く支持する」と宣言している。

その中味をみると、従来の先進国の経済の構造的硬直性を排除するための具体的改革を示していない。ここでの課

題は、先進国における企業の革新、企業の内発的改革とイノベーションを通じた雇用の充実、保証を定着させることにある。グローバリゼーションのメリット、デメリットを市民的立場から総括し世界経済の基本構図のあり方を示すべきではなかったか。とくに経済の構造改革は従来の世界経済の体質の硬直性を改革し、とりわけ日本と東アジア、ロシアにおける自らの厳しい経済、政治の構造改革を通じた通貨、金融危機の克服を要請すべきであった。それを世界経済改革の一環として位置づけるべきだろう。

(3) グローバリゼーションと社会的セーフガードの問題

グローバリゼーションは世界の生産および流通、消費市場における多国籍企業間の激烈な競争と世界の金融・証券市場における多国籍金融・証券等の激烈な競争をもたらすことはまえに触れた。こうした国際的寡占企業による世界市場化は、国民経済における市民生活に対してさまざまなインパクトを与える。グローバリゼーションの急速な「変化と統合」は、「ついでに行けないと感じる個人や集団を生み、発展途上国を中心に、ある程度の混乱をもたらす結果となった」(「八か国首脳共同宣言」)したがって「我々はグローバリゼーションに『人間の顔』を与え、豊かさが拡大するとともに広く分かち合われるような制度的及び社会的基盤を強化するための措置をとる」必要性を協調するのは当然である。二十一世紀の世界経済の基本構図は、市民生活の安全保障をすべての面で確立することである。「ハイリスク・ハイリターン」の経済の論理に市民を組み入れ、不安な生活を強制することは止めるべきであろう。巨大寡占資本の論理に対して市民生活の安全保障する「社会的セーフガード」を網の目のように構築する市民社会の論理を確立すべきであろう。したがって『宣言』が、社会的セーフティネットを含む社会保障政策を提言している点、一歩前進である。さらに宣言は市民の自治をふまえて社会的一体性を強調すべきであった。単純に「個人がグローバ

ルな変化と自由化を受け入れる」ことは問題であり、むしろ政府が労働市場における各自の機会を改善することを奨励し、実現することに務めるべきである。

問題はグローバル化の進行のなかで、企業間競争が激しくなり、個人の個性、創造性がどのように発揮されるかである。この場合、いくつかの型が考えられる。個人が競争への適応力と克服する能力をもって主体的に自立できる場合、逆に競争から脱落し、生活をも犠牲にせざるをえない場合、ハイリスク、ノーリターンに陥いる場合などが起っている。ハイリスク・ノーリターンの層が増加すれば、その国の経済は、不安定に直面し、社会不安をかもしだす。だから宣言の中の社会的セーフガードを強化せよと主張しているのである。最近の経済及び金融危機によって最も深刻なインパクトを受けた国々は、市民社会の安全と福祉のために必要な社会的基礎を創造し、改善し、より迅速な回復をしなければならない。だが危機に直面した国はうまくいっていない。九七年、九八年の日本における金融危機は莫大な銀行の不良債権を公的資金注入によって一時的に回避し、社会的セーフガードはしていない。日本における不良債権、土地、建物などへの過剰投資に基づく莫大な債務、重化学工業への過剰な設備投資、したがって過剰雇用の累積に対する政府の政策は、経営の視点からの克服策を部分的に実行しているだけで、失業者、破産宣告をした個人、中小企業経営者、労働者、個人経営者などへのセーフティネットを強化していない。英国では、一九八六年、政府と金融界がビッグバンを選択したとき、同時に個人、市民の預金、資産の安全性を確保するために「金融サービスタ」(FSA)をもって対応した。この法について整理しておく。FSAは、英国の金融大改革をめざしたビッグバンによる投資活動の拡大に伴う苦情処理を含む各種規制を、業態ごとの各自規制団体にゆだねてきた。これは預金者の苦情処理を一手に引き受け、一定の市民の預金に対する安全保障の役割を果たしてきた。この点、日本にはできていない。FSAは、金融活動が広がる中で、規制団体の重複問題や、どの規制団体もカバーしていない空白が生じ

る懸念もでてきた。八八年から九四年には、企業年金より有利として個人年金債を広く販売し、約二百万人が被害をうけた事件も発生した。

こうした欠陥をださないために、一九九七年一〇月に単一金融監督機関を発足させ、九八年六月、英中央銀行であるイングランド銀行の監督部門を吸収した。とくに金融商品に対する消費者教育、学校教育と情報開示を含めた成人教育の両分野で力を入れているという。⁽¹¹⁾ 英国は消費者、市民の金融に対するセーフガードを徹底化している。

日本の先述の金融危機への対応を具体的に示すと、こうである。九八年後半から九九年にかけて「一〇〇兆」円といわれた銀行の不良債権に対して六〇兆円の公的資金注入、中小企業への貸渋りに対して二〇兆円の公的資金の注入、住宅減税に対して二兆円減税、九兆円の所得税減税、一〇兆円以上の公共投資を実行しつつ不況克服策をしている。この結果、九九年一月から三月までに二・九%の成長率をみせたが、日本経済は、本格的成長軌道にのっていない。問題は、一〇兆円の消費税減税と二〇兆円の失業者対策、さらに消費者、市民に対するセーフティネット対策を実行すべきなのである。金融危機のチャンスを生かして社会サービス（福祉、環境、生活重視の社会資本）への投資を執行すべきなのである。「共同宣言」はこの点厳しく指摘すべきであった。にもかかわらず、市民的民主主義、市民法の支配、良い政治、ならびに人権及び「コア労働基準」の尊重が社会的安定にとって必要不可欠な前提条件であることはいうまでもない。市民的立場から社会的費用効果と利用を高め、高い透明性、高い民度を反映し、腐敗のない制度を発展させるべきである。

「共同宣言」は、発展途上国における健全な社会政策とインフラの開発を援助し、自立経済を高めることを要請したことも重要である。またIMFに対しても正当な要請をしている。IMFは経済プログラムの作定にあたって地域住民のニーズを踏えて財政再建の期間中でさえも、できるかぎり、基本的健康、教育、訓練というコア予算に対して

特別な優先順位を与えるべきであると。この点は評価したい。だが問題は、発展途上国の実態をふまえ、何が問題であり、何が自立にとって必要かを示し、従来の特権層による支配と従属からの解放と自立の体制を確立することに限りない援助をすべきであろう。各国は市民の自治、参加、統治の民主主義を確立すべきであろう。この点EUの対途上国の関係を学ぶべきであろう。とくにEUは社会憲章を踏えた社会的セーフガードを構築している。世界経済にとって、新しいセーフガードの課題としてEUの社会憲章を受け止めるべきであろう。

ケルン・サミットの世界経済に対する基本認識は、グローバリゼーションにどのように対応するか、グローバル化を吸収するなかで、そのデメリットを各国次元で、どのようにコントロールするかにあった。わたくしは、グローバリゼーションに対して市民の論理または市民社会の論理で対抗し、市民主体の自立と連帯の地域経済システムを構築すべきことを強調したのである。多国籍企業中心の世界市場化は、一方でその受益者を高所得化するが、他方で非受益者層を相対的に低所得化または貧困化する。この矛盾を市民主体にどのように克服するかが今後の課題である。グローバル化の中で米国、EC、日本などでは所得格差が表面化している。したがって民主主義の原理に立ってこの不平等、不公正をどのように政策的に克服するかが問われる。米国、EU、日本の社会のセーフティネットをどのように構築するかが重要課題になるであろう。

三、97・98のEU主要国経済の実相と課題

——ドイツ、フランス、イギリスの経済課題——

(1) ユーロ圏誕生の基本構図

米国ドルに対抗する複数通貨軸としてユーロが一九九九年一月に誕生してから九か月を経過したが、九九年三月二

十五日のNATOによるユーゴ空爆以降、ユーロ相場は下落を続けた。この原因は、空爆による独、仏、伊の一般市民の不安、高失業対策への不信任感、投資家のドル、ポンド買い、主要EU諸国の構造的な財政赤字の表面化などにあるといわれている。したがって、EUの主要国はEU共通の課題である失業対策を成長と公正とを両立させる賃金決定方式や社会保障制度の改革などに求めたり、起業や労働市場の流動化促進（ブレア英首相とシュレーダー独首相の「欧州の新しい中道路線」の提案）政策を通じて企業活性化を呼び戻し、ユーロ安を克服しようとしている。⁽¹³⁾

ユーロが強くなるためにはEU経済（ユーロ加盟十一か国）の持続的景気回復に待つほかないことはいうまでもない。だがそれは従来のEUを構成している国々の経済体質の改革、とくに市民・労働の論理と市場の論理をどのように調整しつつ、経済の活力を出していくかにかかってくる。

EUの通貨統合と市場統合は車の両輪である。すでに九三年十一月に発足したマーストリヒト条約で、その基本的政策思想を表明し、ECからEUへと拡大し、EUは九五年一月から一五カ国に拡大した。この一年前、EUは、九四年一月から欧州通貨同盟の第二段階に移行を開始し、通貨統合の基本条件を確認し、「世界通貨」としてのユーロ発行の準備を完了させた（第3表）。さらに九五年マドリッドEUサミットでは、九九年一月一日を通貨統合の開始日とし、参加国の決定とヨーロッパ中央銀行をフランクフルトにおき、新紙幣、新硬貨を製造することを決定した。

この基本的戦略は、マーストリヒト条約の主要原理によっている。「均衡のとれた持続的発展をもった経済的、社会的進歩を促進すること」にあり、それはとく域内の国境なき地域の創造、経済的社会的域間の格差是正のための結末の強化を通じて、経済的、通貨的連合の確立を通じて、最終的には、単一通貨採用を含む経済通貨統合の推進にあった⁽¹⁴⁾。つまり市場統合と通貨統合を完成しつつ、経済的社会的格差是正を強調している。この点は、今日でも「欧州地域格差是正（結束）基金」によって、構成国の独自の地域格差政策と連動しつつ実行しつつある。この点の問題設

第3表 通貨統合参加のための収斂基準の達成状況

	参加の可否	財政収支 97年	政府累積債務 96年 → 97年	インフレ率 98年1月	長期金利 98年1月	為替レート 98年3月
基準値		-3%	60%	2.7%	7.8%	(注2)
ドイツ	○	-2.7	60.4 → 61.3	1.4	5.6	○
フランス	○	-3.0	55.7 → 58.0	1.2	5.5	○
イタリア	○	-2.7	124.0 → 121.6	1.8	6.7	○(注3)
スペイン	○	-2.6	70.1 → 68.8	1.8	6.3	○
ポルトガル	○	-2.5	65.0 → 62.0	1.8	6.2	○
ベルギー	○	-2.1	126.9 → 122.2	1.4	5.7	○
オランダ	○	-1.4	77.2 → 72.1	1.8	5.5	○
ルクセンブルク	○	1.7	6.6 → 6.7	1.4	5.6	○
オーストリア	○	-2.5	69.5 → 66.1	1.1	5.6	○
アイルランド	○	0.9	72.7 → 66.3	1.2	6.7	○
フィンランド	○	-0.9	57.6 → 55.8	1.3	5.9	○(注3)
ギリシャ	×(注6)	-4.0	111.6 → 108.7	5.2	9.8	×
スウェーデン	×(注7)	-0.8	76.7 → 76.6	1.9	6.5	×(注4)
デンマーク	×(注8)	0.7	70.6 → 65.1	1.9	6.2	○
イギリス	×(注8)	-1.9	54.7 → 53.4	1.8	7.0	×(注5)

(出所) 欧州委員会 "Convergence Report" 1999, および経企庁編, 前掲書, 47ページより作成。

- (注)1. 財政収支, 政府累積債務は, GDP比。また, インフレ率, 長期金利の基準値は, インフレ率の最も低い3か国の平均からそれぞれ1.5%, 2%以下をあらわす。
2. 為替レートの基準は, 審査時点以前の2年間以上, 自国のイニシャティブによる通貨切り下げを行わず, ERMの定める通常の変動幅を遵守すること。
3. イタリア及びフィンランドは, ERM参加2年以内であるが, 過去2年間為替が安定的に推移したことから, 基準達成とみなされた。
4. ERMに参加していない。
5. 92年にERMから離脱して以降, 復帰していない。
6. ギリシャの不参加は, 基準未達成による。
7. スウェーデンの不参加は基準未達成によるが, スウェーデン政府自体参加を希望していない。
8. デンマーク及びイギリスは, EMU第3段階に移行しなくてもよいという権利を行使。

定のもとで通貨問題を認識する必要がある。EU当局が世界通貨としてのユーロを安定させるために持続的景気回復政策を採用していることはいうまでもない。

ここでは、さらに通貨統一形式の基礎過程の実相と課題を論じてみたい。通貨統合参加十一か国（ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、ポルトガル、ベルギー、オランダ、オーストリア、フィンランド、アイルランド、ルクセンブルク）全体（ユーロランド）で見ると、九八年の成長率は、九七年と比べて二・五％上昇した。ユーロランド全体に景気回復がみられ、とくにドイツ、フランスでは為替の減価傾向により、輸出が好調であった。ユーロランドにはおくられて参加するイギリスは、所得増にもとづく内需拡大、設備投資増、輸出増などによって景気を持続させている。だがEU全体として景気回復をみせても失業率は低下していない。したがってEU全体にとっても、小国を除いて失業対策を迫られている。

今日ユーロランドが全体として景気回復をもたらし、世界通貨としてのユーロを安定したものとするには、先述したようにEUの主要国の景気回復にある。この点を97-98年の現状を『欧州経済』(European Economy, 1997-98.) EU委員会の『経済統計資料』『世界経済白書』(一九九九年企画序)などによって整理して論述してみよう。

(2) ドイツ経済の主要動向と問題点

一九九〇年代後半以来、ドイツは一貫して持続的景気政策を選択してきた。九六年四月以降、輸出好調と所得の相対的上昇によって景気を回復させた。通貨の面ではマルクの減価傾向にあったこと、外国投資がマルク購入に走ったこと、外国投資家が株価を求めたことにより株価上昇をもたらし、個人投資家も資産を増加させ、それが消費購買力と連動した。一方労働生産性の上昇により消費者物価が相対的に低下した。国際比較を主眼に九七年三月から新しく

採用された「調和消費者物価指数」(Eurostat, Harmonized Index of Consumer Prices=HICPs)によると、九七年八月から九八年八月のインフレ率〇・七%である。他方企業経営者は、労組や政府の協力をえながら賃金上昇率や労働コストを抑制しつつ競争力を高め、労働生産性上昇に努めた。

内需の拡大の中味をみると、個人消費は、九八年一―三月期には、四月からの付加価値税を従来の一五%から一六%へ引き上げたことによる消費者の駆け込需要により、前期比年率三・五%上昇したが、年来に二%減少した。また乗用車売上台数も、九八年前半には一三%減となったが後半には三%台の増加になり、個人消費は一貫して好調であり、それは生産増にも波及し、外国向け製造業新規受注数量は〇・六%と若干低下したが、国内向け製造業新規受注数量は約四%増加し、固定投資を構成する設備投資を着実に増加させた。

こうして九七年と九八年のドイツの景気動向は、外国需要(輸出)と国内需要(消費)とが連動して好調を示した。失業者数も九七年一月の四八〇万から景気回復によって、九八年九月には三〇〇万台に低下した。だが九九年に入って、EUへの輸出が低下したこと、九七・九八年のアジア不況により、輸出が低下し、企業の競争力も鈍化傾向になり、景気も鈍化した。九九年四月八日ドイツ連邦雇用庁が発表した三月の失業率は、前月比〇・五%低下し、一・一%と低下した。失業者数は四二八万八千人となった。シュレーダー政権は、企業負担を増やす政策や労使の協力関係などによって失業問題の解決を最優先課題に位置づけた。シュレーダー政権は、九八年九月二十七日、総選挙の結果、社会民主党を軸とした連立政権の大統領となり、ドイツの経済改革、とくに雇用、環境、成長の連関効果を目標として、労働者、市民と経営者の協力体制を打ち出した。EUの中のドイツを位置づけ、EUの協力体制、とくに市場統合と通貨統合の定着の中で、ドイツ経済を位置づけた。

ドイツ政府は、EU通貨統合を実現するためには、EUのみならず構成国の持続的景気回復を必要とし、そのため

の経済政策を選択しなければならなかった。とりわけドイツのシュレーダー新政権は、ユーロの安定性を保証するためにも、健全財政を堅持しなければならない。ドイツの財政の根本問題は、旧東ドイツ地域の経済回復が西部のドイツ地域の水準に達しなければならぬ点にある。そのためにドイツ新政権は、恒常的財政援助を通じて旧東ドイツの経済水準を向上させてきたが、依然として前述の失業率も高く、企業の競争力も向上していない。ドイツ新政権は、国内の地域間の経済水準の不均衡な発展を克服するために、財政移転の恒常化、すなわち「すべての州の生活水準を等しくする」というドイツ基本法に基づいて連邦政府から地方政府への予算配分と豊かな州から貧しい州へ予算配分を通じた財政移転のシステムをどのように活かして財政均衡をはかるかを問われている。こうして中央政府が各地方政府に対する再分配システムを円滑に進めているが、OECDの分析結果、一九九八年時点で貧困な州で二九%、裕福な州ではわずか八%である。

ドイツ連邦政府（中央政府）はEUの通貨統合の優等性になるためにも財政黒字を実現しなければならない。だからドイツ財政システムをみると、地方政府の財政構造は、赤字を消滅するシステムが働いている。ところが旧東ドイツの財政構造は、恒常的に連邦政府に依存するシステムの構造になっている。例えば、連邦政府から国全体の利益になる事業を行う地方への財政の垂直的移転をみると⁽¹⁶⁾（第3表）、旧東ドイツ地域の合計額（一九九八年）は一八三・五七億マルク（ベルリン三七・四〇億マルク、ブランデンブルク二六・二〇億マイル、ザクセン四五・〇四億マイル、メクレンブルグ・ヴエストポメラニア一九・八〇億マルク、チェルリング二六・三四億マルク、ザクセン・アンハルト二八・七八億マルク）であるのに対して旧西独地域の合計額は、六七・九九億マルク（ハンブルグ、ヘッセ、ババーリア、バーデン・ヴュルテンベルク、ノルトライン・ヴエストファレンの五地域は連邦から垂直的移転ゼロであり、ブレーメン二一・一八億マルク、ザーラント二〇・二五億マルク、シユレスヴィツヒルホルスタイン三・九二億マルク、ニーダーザクセン十

第4表 大規模な旧東独地域への税収移転

州名 (1人あたり GDP)	財政移転前の税収		水平的移転			垂直的移転	財政移転後の税収	
	税収額 (億 DM)	1人あたり (DM)	VAT配分 (億 DM)	各州間 (億 DM)	(連邦から) (億 DM)	歳入額 (億 DM)	1人あたり (DM)	
全独合計	—	3,975.03	±0.00	±0.00	251.56	4,226.57	(5,153)	
旧西独地域計	—	3,268.82	-129.46	-105.60	67.99	3,101.74	(4,815)	
ハンブルク	(71,538)	121.26	-3.50	-4.82	0.00	112.94	(6,613)	
ブレーメン	(53,027)	35.02	-1.39	+6.35	21.18	61.16	(9,023)	
ヘッセ	(52,026)	337.69	-12.33	-32.40	0.00	292.96	(4,861)	
ハバリア	(44,749)	614.16	-24.62	-28.62	0.00	560.92	(4,657)	
バーデン=ヴュルテンベルク	(44,385)	530.82	-21.19	-25.21	0.00	484.42	(4,669)	
ノルトライン=ヴェストファリア	(39,060)	921.15	-36.69	-31.25	0.00	853.21	(4,754)	
ザラント	(36,851)	46.55	-0.01	+2.34	20.25	69.13	(6,377)	
シュレスヴィヒ=ホルスタイン	(35,862)	127.33	-5.59	+0.16	3.92	125.82	(4,588)	
ニーダーザクセン	(35,389)	352.25	-15.97	+5.53	12.86	354.67	(4,538)	
ラインラント=パラテイクナート	(34,726)	182.59	-8.16	+2.31	9.77	186.51	(4,662)	
旧東独地域計	—	706.21	+129.46	+105.60	183.57	1,124.83	(6,394)	
ベルリン	(37,307)	158.76	-7.10	+43.36	37.40	232.42	(6,720)	
ブランデンブルク	(20,427)	101.25	+21.94	+10.35	26.20	159.74	(6,254)	
ザクセン	(18,878)	177.47	+41.86	+19.65	45.04	284.02	(6,248)	
メクレンブルク=ヴェストポメラニア	(18,460)	69.89	+18.20	+8.56	19.80	116.45	(6,408)	
チュールリントンガ	(17,850)	93.67	+26.35	+11.27	26.34	157.63	(6,323)	
ザクセン=アノハルト	(17,759)	105.17	+28.21	+12.41	28.78	174.57	(6,410)	

〔出所〕 OECD, "Economic Surveys, Germany 1998", 経企庁前掲白書, 65ページより作成。

二・八六億マルク、ラインラント＝パラティナート九・七七億マルクの財政移転をうけている)である。したがってドイツ連邦政府は、旧東ドイツ地域、旧西ドイツ地域の五地域に対して、できるかぎり、垂直的移転を受けずに自立的財政運営を確立し、逆に連邦政府の黒字財政のために貢献すべきであろう。旧東ドイツ地域の自立と連帯のための経済発展の政策を構築すべきであろう。優秀な職能人、技術者の養成、競争力に耐えうる経営者の教育、自立した労働者になるための職業訓練、工場労働者の責任ある労働と技術の教育などを徹底化すべきであろう。

EUの首脳会議で合意をみた「安定と成長の協定」も九九年一月から発効している。EU加盟国は、通貨統合が発足しても一貫して、経済の安定と成長を維持し、発展するために、毎年の政府の財政赤字を原則としてその国のGDPの三%以内に抑制しなければならない。もし達成できない場合は、加盟国は課徴金をおさめなければならないという財政規律がある。この点はドイツ政府内でも、連邦政府と地方の州政府とが、財政赤字三%以内に抑制し、ドイツとEUの「安定と成長」のために財政運営の自己規律をもって対応すべきであろう。

ドイツの財政問題は、EU加盟国共通の課題なのである。財政の健全化なしにその国の経済発展もないであろう。日本も学ぶべきではないか。

コール政権のときも、シュレーダー氏は社会民主党の立場から財政赤字を三%に抑制するために労働組合、経営者、政府が一体となってで経済成長を維持しつつ「雇用のための連帯」を要求した。

いま政権を担って着実な成果をあげている。内外の保守的論調は、「労働市場の柔軟化など根本的な雇用対策を迫られているにもかかわらず、企業負担を重くするなど改革に逆行する姿勢を強めている」という⁽¹⁷⁾。そうではなくてシュレーダー政権は、EUの単一市場の拡大と安定を志向し、EU経済の成長と雇用の増進をはかり、地域間の経済格差の縮小を目指し、市場統合と通貨統合の一体化を考え、この路線の中で、ドイツ経済と財政問題の安定を図って

いるのである。企業負担を重くするのではなく、企業の成長と労働者市民の生活水準を総合的に考えつつ、欧州市民権の確立を主張しているのである。だが九九年九月に行われたチューリンゲンの地方州選挙で社民党は大敗している (Rheinische Post, 14 Sept. 1999)。これは政権の経済政策に対する批判といわれている。

(3) フランス経済の主要動向と問題点

この国では、フランス経済の実態と問題点を示す文献は限られている。フランスの文化とか社会、芸術などの分野の研究はかなり高い水準を示している。ここでは経済に限ってみる。九八年から九九年にかけて日本人にとって大きなニュースは、日本の第二位の自動車産業である日産がフランスの大手自動車メーカーであるルノーと資本・技術提携をしたことであつた。三兆円 (有利子を含む) の借務をかかえた日産がルノー系列に参加し、ルノーはフランス国家資本四四%配下のEUの巨大自動車メーカーでもある。九九年六月末には、ルノーの重役カルロス・ゴーンが日産自動車の最高執行専任者となつた。彼はこのところ日本の経営者からもっとも注目を集めた重役である。とくに人間味溢れる猛烈な仕事ぶり (朝七時には出社し、深夜まで、経営、技術、労働、教育の全般に至たる仕事をこなすという) に、日産社員が驚いた。

日産は過去七年のうち一年を除いて連結当期赤字という不振を経験した。カルロス・ゴーンは、この日産の古い経営と労働体質をどのように改革するか、いま日本人にとって、いやフランスにとっても関心の的である。

ところで最近のフランス経済を俯瞰的にみてみよう。成長率は、九四年に三%に上昇したが九六年には一・六%と低水準になった。ところが九七年に入ると、EU、アメリカ、途上国への輸出が増大したことで、九八年には国内の賃金上昇率と所得水準の上昇率をみせ、同時にそれが消費需要を刺激し、生産誘発効果をもたらし、製造業の設備投

資に連動した。九八年の成長率は三%前後に回復した。自動車メーカーは内外需ともに旺盛で、生産台数もふやし、競争力を高めることができた。

こうした景気回復過程の中で、フランス政府は、金融業界の再編成を進めた。とくに目立ったのはフランスの大手三銀行がEU市場統合と通貨統合の中で融資市場での競争力を発揮するために合併を志向して対立していた。九九年八月十四日、フランス金融市場委員会は、パリ国立銀行 (BNP) が指導権を発揮し、金融業界の統合を促進するためにパリバ株の六五・一%、ソシエテ・ジェネラル (SG) 株の三六・八%を公開買い付けによって暫定的に獲得したと公表した。この結果、パリ国立銀行とパリバの合併の可能性が高まった。同時にソシエテ・ジェネラルを含めた三つの銀行が合併すれば、世界最大の銀行となる。

金融市場委員会は、従来銀行業の合併の条件として「相手銀行の株式の五〇・〇%以上を所有すること」としている。パリ国立銀行とパリバ銀行との合併は可能であるがソシエテ・ジェネラルとの合併は五〇%以下の所得であるからできない。しかしパリ国立銀行側は、相手株の三五%を所有すれば、「実効支配」が可能であり合併を認め、EUのみならず世界金融市場でのフランス銀行の支配力をめざすべきだという。だが政府は認めなかった。

フランスはユーロが定着する中で、通貨、金融市場においても「成長と安定」を目指しフランスの経済の活力を示そうとしている。

フランスの金融業界の幹部は、ドイツと歩調を合せてユーロの価値を高めるために、将来、国際通貨・金融体制の懸案である「新ブレトンウッズ体制」構築で、主導権を発揮しようとしている。資本は投機を目的とするのではなく実態経済の向上にある。世界の金融市場が国際巨大投機集団に左右されないためにも、資本の国際移動に対しては、航空輸送と同様、資本管理塔を設置すべきであるという。国際為替相場のゆきすぎた変動を回避するために、為替レ-

トに関するガイドラインを設けるべきである。

ともあれフランス金融業界はドイツと協力して世界不況を防止するために、国際通貨体制を見直すことを考えている。こうした考え方の背景には、世界金融市場においてフランスの地位を向上し、主導権を発揮しようというEU市場戦略がある。

ところでフランスの景気回復過程の中で、失業・雇用問題はどうかになっているのか。この点を次にみてみよう。

失業・雇用問題は、フランスにとって政権を左右するほどの大きな問題である。九〇年代後半に入っても、高卒、大卒の就職率が悪く、九七年八月の求職者数三十三万人のうち二五歳未満の若年層の求職者数は五八万人で全体の一八%強を占めている。失業率は一二・五%に対し、若年層は、そのうち約二五%である。フランスの場合は、一たん会社に就職すると離職者は少なく、就職者の特別な権利を優先するので若年層の就職が不利になる傾向がある。だが基本は雇用増のための経済成長を維持するだけでなく、増大させることである。従来、フランスにおける失業・雇用問題が停滞していた理由は、第一に他のEU諸国、米国などと比較して労働者の最低賃金が相対的に高い水準にあったこと、第二に経営者の社会保障費負担の割合が比較的高く、企業収益や投資を制約していたこと、第三に経営者が賃金上昇によって消費需要を刺激し、景気回復の誘因として受け止めていなかったこと、などによる。いうまでもなく、不況期には、労働者の賃金引き上げ率が抑制され、企業収益を低下させ、社会全体を不安定にする。

一九九七年七月に労働者・市民の支持をうけて社会党出身のジョスパン政権が誕生した。この政権は社会党、共産党、環境保護グループの連合政権であり、旧保守政権の福祉軽視、雇用軽視、教育軽視に反対した勢力であった。この政権は成長と雇用と環境と教育を重視した政策を採用した。ジョスパン連立政権は、公務員削減の中止など雇用を優先し、最低賃金引き上げ、福祉充実を通じて景気を回復することにあつた。

政権樹立後二年を経過したこの政権が実現した政策をみると、例えば、若年失業者のために公立学校の補助職員等のポストを年に三万―五万人の雇用創出にあてたことをはじめ、公共部門での三五万人の雇用創出を実現したこと、最低賃金引き上げ率を従来の一・七％から四％に大幅に引き上げたことなどが目立った。九八年も、九七年に続いて、法律で定められた一・五％に対して政府は、二％の引き上げを実施した。ところが労働組合は四％に満たないとして批判した。もちろん、労働組合が支持した政権であればこそ、労組の要求を一貫させて筋を通す中で、統治的妥協を選択し、国民全体の所得水準の向上、経営者の受け入れる能力も理解して、政策を受け入れたように思われる。

前述の若年労働者の雇用を三年間で三五万人創出することも具体化されている。さらにワークシェアリングを目的とした週間労働時間を三九時間から三五時間にする法案を国会で通過させた。このことは一部の経営団体を除いて歓迎されている。

こうした失業・雇用問題の対応を通じて消費需要の増加による内需拡大に連動し、企業の業績も向上した。もちろん、一部の経営者団体は反対した。最低賃金の大幅引き上げや労働時間短縮は、フランス企業の国際競争力の低下を招くので反対すると主張した。

だがフランスの実質GDPの成長率は、九八年三・一％と上昇し、経営者の懸念も減少した。フランス経済の着実な改革は、同時にEU経済の発展と連動しなければならない。とくに、政府は九七年、九八年と財政赤字をユーロ加盟の条件、GDP比三％以内に抑制することができた。さらに九九年の政府予算の歳入見通しをみると(第5表)、一般政府財政赤字はGDP比二・三％を予測している。ユーロの指導的地位にあるフランスとしては、通貨統合の条件を維持しなければならない。予算案にみられる税制改革をみても雇用創出を念頭におき、企業に対する職業税のうち、課税対象となる給与部分を九九年から二〇〇四年までの五年間に段階的に廃止し、経営者の雇用吸収力の条件づ

第5表 フランス：省庁別予算（抜粋），歳入見通し
（単位：百万フラン）

	98年予算	99年予算案	前年比(%)
外務省	20,921	20,775	▲0.7
農漁業省	35,688	33,547	▲6.0
国土整備環境省	3,705	3,979	7.4
国土整備	1,806	1,799	▲0.4
環境	1,899	2,180	14.8
経済財政産業省	402,942	407,505	1.1
国民教育研究技術省	374,006	388,866	4.0
雇用連帯省	229,009	238,537	4.2
雇用	155,818	161,849	3.9
健康，連帯	72,436	75,688	4.5
都市	755	1,000	32.5
設備交通住宅省	125,083	126,717	1.3
内務省	78,345	79,619	1.6
法務省	24,869	26,258	5.6
総理府	4,520	4,504	▲0.4
国防省	238,268	243,524	2.2
一般予算総額	1,586,670	1,623,595	2.3
歳入総額	1,333,387	1,396,882	4.8
財政赤字額（注）	257,882	236,552	▲8.3

（注）Ministère de l'Économie, des Finances et de l'Industrie, 1999.
経企庁編，前掲書，68ページ。

くりをするという政策である。低所得層の家計を支援するために電気、ガス料金の付加価値税を二〇・六％から五・五％に引き下げることした⁽¹⁹⁾。なお職業税の負担軽減による企業の雇用創出増は約一〇万人である。日本の経企庁のフランス経済観は、一方で、ジョスパン政権の政策の一部を評価するが、他方で、批判的である。例えば、「一九七七年六月の総選挙でジョスパン政権が誕生して以来、消費者信頼感是好転、このところの失業低下率を受けて改善しており、個人消費税にながっている」（『世界経済白書』、平成一

〇年版、経企庁編、六六ページ）と。ところがジョスパンの政策のポイントを紹介したあとで、「以上の政策により、短期的には失業率の低下が見込まれるが、構造的な問題は残る。一連の政策を見ると、フランス政府は、規制緩和によって市場経済メカニズムを積極的に活用するのではなく、直接労働市場に介入する方法を選択したと言えよう」（『世界経済白書』、平成九年版、同上、四九ページ）と。後者の政府が労働市場に介入せずに、市場メカニズムにまかしておけば自発的に雇用創出をすであろうか。市場メカニズムが自ら作った失業問題、とくに若年労働者の大量の

失業問題を政府が介入せずに解決できるであろうか。この点わが経企庁は、失業の経済学を重厚に学ぶべきではなからうか。とくに雇用、福祉、環境のための成長政策を真剣に考えるべきであろう。

(4) イギリス経済の主要な動向と問題点

長い間、英国は、成長率1%以下に推移し「英国病」と呼ばれていた。その理由として「福祉」「雇用」を優先し、企業の成長を軽視したからであるといわれていた。英国の二大政党である保守党と労働党は、英国の経済体質となつている低成長をいかに脱却するかを問われてきた。それは歴史的性格と構造的性格を改革しない限り解決しないといわれてきた。こうした課題を保守的立場から改革を進めてきたのが一九七九年、政権を獲得した保守党首サッチャー女史であった。サッチャー保守党政権は、後継者メイジャー保守党政権を含めると十八年間、保守党政権を継続したことになる。保守党政権は、経済の効率化を目指すために、金融引き締め政策と財政赤字の削減を⁽²⁰⁾実行したり、規制緩和政策、とくに証券取引市場の大改革、すなわちビッグバンを実施した。さらに国有企業の民営化政策、公営住宅の払い下げ、労働組合の弱体化政策、外資導入の自由化などをつぎつぎに⁽²⁰⁾実行した。国際競争力のある企業や金融資本から歓迎されたが、九〇年代後半に入つて成長至上主義、効率主義、福祉軽視、教育軽視⁽²¹⁾に対して一般市民、中小企業者、労働者、知識人、大学人から批判を受けた。

九七年五月の総選挙の結果一八年ぶりで労働党政権が誕生し、ブレア首相が先頭に立って、前政権の成長の成果を⁽²²⁾継承すると同時に在野にあつたとき国民に訴え続けてきた社会経済政策を着実に実行しつつある。例えば九八年度予算では税制改革、社会保障制度の改革を実行し、全体として英国経済の「成長と安定」を維持するため、中小企業対策として法人税率の引き下げ、キャピタルアローワンスの初年度控除率を拡大し、産学協同による大学における研究

成果を主体的に活かすためにベンチャーキャピタル基金の設立による情報産業の育成、雇用機会の拡大のためのニューディール計画の実現、低所得者の国民保険料の軽減などを実現している。⁽²³⁾

ここでは経済・社会の主要な動きに限定して整理したが、ブレア政権の政治的成果をみると、地方分権を実現した点にある。例えばスコットランド議会創設に関する住民投票の結果、賛成が過半数をこえ、一七〇七年以来約三〇〇年ぶりにスコットランに自治権（議会）が復活した。またウェールズにおいても住民投票の結果、僅差で議会を復活することになった。九八年五月には、ロンドン市長の新設、ロンドン議会も住民投票の結果、復活が決定した。これらの提案はブレア政権によるものであった。⁽²⁴⁾ 九八年六月二五日には北アイルランド議会選挙が実施され和平推進派が一〇八議席中八〇議席を占め安定多数を示した。こうしたブレア政権の地方分権政策は、原理的には民主主義の本質に基づいており、経済的にも、自主決定権の範囲を拡大し、EUの市場統合の中でも、きわめて重要な役割を果たすことになったと思う。

ブレア政権は、サッチャー前政権が反対していたEUの社会憲章（欧州労使協議会の設置、市民の労働権、人権などの認定）を受け入れ、EUの通貨統合に当っては、条件が整備されていないこと、二〇〇一年の総選挙においてEMUへの参加を国民に問うことなどの理由で見送った。

こうした社会問題について、保守党政権ができなかったことをブレア政権は、着実に実践してきた。社会問題を経済問題の中に、問題意識としてもつことが大切ではないか。

英国経済は、保守党政権下の一九九二年の後半から七年にかけて景気拡大を持続した。とくに九〇年代後半に着実な成長をみせた。例えば、九六年の実質GDP成長率は二・六%、九七年三・二%、九八年二・三%であり、国内需要の伸び率も、それぞれ二・七%、三・三%、三・五%であり、国内需要の中では消費者支出と設備投資の伸び率が

第6表 1998年イギリスの経済・貿易見通し

項 目	96年(実績)	97年(実績および見通し)	98年(見通し)
実質 GDP 成長率 (前年比伸び率)	2.6%	3.2%	2.0~2.5%
[内訳]			
国内需要	2.7%	3.25%	3.25~3.75%
(消費者支出)	3.6%	4.5%	3.75~4.0%
(政府支出)	2.0%	△0.5%	1.25%
(設備投資)	1.8%	4.75%	4.75~5.25%
(在庫投資)	△0.25%	0%	△0.25%
製造業生産	0.3%	1.5%	0~0.5%
輸出(財サービス)	6.8%	8.0%	3.25~3.5%
輸入(財サービス)	8.4%	9.25%	7.5~8.0%
小売物価上昇率(RPI)	2.4%	3.1%	3.8%
賃金上昇率	3.85%	4.7%	4.8%
失業率	7.5%	5.6%	5.0%
失業者(単位:100万人)	2.10	1.58	1.40
国際収支			
経常収支(単位:10億ポンド)	△1.9	4.5	△0.9
貿易収支(単位:10億ポンド)	△12.7	△13.0	△14.0
PSBR(単位:10億ポンド)	22.7	5.0	3.9
PSBR対GDP比	3.0%	0.6%	0.5%
基調インフレ率(第4四半期)	3.2%	2.8%	2.75%

〔出所〕 Economic Trends, March 1998, D. L., Labour Market Trends, January 1998. より作る。

目立ったが政府支出と在庫投資の伸び率は減少している。賃金上昇率は、九六年三・八五%、九七年四・七%、九八年四・八%と着実に上昇した。この指標をみる限り、景気の拡大テンポも緩やかであり、とくに九七年は所得増にもとづく消費者支出が旺盛で、内需を拡大し、企業の設備投資も旺盛で、製造業の生産も活発化した。九八年には、こうした景気拡大が物価上昇圧力をもたらし、九六年の小売物価上昇率二・四%から九八年三・八%へと上昇した(第6表)。こうした動きに対してイングランド銀行は、九八年六月再度政策金利を引き上げて

七・五%とした。こうした政策は、輸出増や個人消費増を抑制するのに役立つ。

一方雇用状況をみると、一九九六年の失業率、七・五%、九七年五・六%、九八年五・〇%と低下し、景気拡大の中で大幅に改善されている。英国の失業率低下は、九〇年代後半に大きな特徴を示し、政府の一貫した雇用創出効果が表面化したといえる。政府の雇用統計によると、⁽²⁵⁾一九九四年から九八年第一―三月期にかけて約一五七万人以上の雇用を創出した点、評価すべきであろう。九六年の失業者給与制度 (Job Seeker's Allowance) を導入した政策やブレアの「福祉から就労へ」 ("Welfare to Work") のプログラム政策もその成果が具体化されている。

九四年以降、毎年二〇万から四〇万人以上の雇用創出をみせている。この雇用増加をセクター別にみると、製造業が低下し、サービス業における雇用増が目立っている。九七年のサービス業では三八万人の増加をみせた。これら雇用増加は、政府の労働諸政策と景気の拡大とが連動した結果であると評価したい。「特に九六年から九七年にかけては①個人の實質勤労所得の増大、②住宅金融組合等の普通銀行転換等に伴う家計の一時的な所得増 (windfall gains)、③株価や住宅価格の上昇による資産効果などから個人消費が拡大し、これらがサービス業における雇用増加に好影響を与えた」⁽²⁶⁾ 点も正当な指摘である。さらに個人消費の増加は賃金・所得の増加に依存するだけでなく、高金利政策も消費者の利子所得を増加させ、消費需要に連動していることも加えて評価すべきであろう。なお九九年四月八日イングランド銀行は、景気減速傾向へのテコ入れ政策として政策金利〇・二五%引き下げ年五・二五%にした。英中銀が政策金利をこれまで下げたのは、五年ぶりであった。英国では九八年秋以降金融緩和をしたがポンド相場はユーロ相場に比べて安定している。だが輸出に頼る製造業の景況感は遅れていた。この金利水準はEU水準より高い。消費需要も低下していない。

ブレア政権は、雇用創出政策、個人消費需要増大と景気拡大政策を連動して自らの政策体系に組入れている。とく

第7表 イギリスの失業者数、失業率の推移

年平均	失業者数 (千人)	失業率 (%)
1991	2,286.1	8.0
1992	2,765.0	9.7
1993	2,900.6	10.3
1994	2,619.3	9.3
1995	2,305.8	8.2
1996	2,103.4	7.5
1997(1 Q)	1,819.3	6.5
(2 Q)	1,669.9	5.9
(3 Q)	1,550.0	5.5
(4 Q)	1,470.0	5.2
1997	1,586.1	5.6
1998(1 Q)	1,393.8	5.0

〔出所〕 Economic Trends, June 1998.

にブレア政権は保守党政権の「成長」政策を一方で継承しつつ、他方で独自の雇用政策とくに「福祉から就労」政策を積極的に展開してきた。一方「成長政策」の「環」として採用してきたのが「産業競争力政策」であり、前述した規制緩和や民営化を通じて企業の競争力を強化しようというものである。この視点から企業における経営革新、技術革新を求めたり、輸出力強化に求めた。だが貿易収支は、九六年約一二七億ポンド、九七年約一三〇億ポンド、九八年約一四〇億ポンドの赤字であった。こんご輸出を強化するためには、資本自由化を進め、国内への外資の増加と同時に対EU、対米、対日投資、対アジア投資を活発化させる政策を採用することが課題とされている。

ブレア政権は、生活水準の質的向上を図るために産業の競争力を強め国家を形成し、そのための技術開発も強化していくという。したがって今後、雇用、環境、福祉などの分野の政策を進め、EUとの協調体制を強化していくであろう。

ブレア政権が前述した「福祉から就労」(Welfare to Work) というプログラムには、五二億ポンド(九七年)の予算を組んだ。それは若年労働者や長期失業者などの就労意識や技能取得や

仕事現場への参加を促進する条件を与えることにあった。労働することによって福祉社会の発展に参加し、失業者の自立を促し、新しい福祉政策のあり方を実践している。とりわけ失業率は九五年八・二%、九六年七・五%、九七年五・六%、九八年（第一期）五・〇%へと低下している（第七表）点を注目してよいであろう。

こんご英国はEUへの積極的参加を通じて自立と連帯の社会を構築していくであろう。二〇〇一年のユーロ圏＝単一通貨圏参加が期待されている。

四、ユーロ圏発展の課題

(1) ユーロ誕生の意味

一九九七年、九八年とEUの景気は拡大し、安定していた。九九年一月一日、難産の結果、欧州連合（EU）加盟一か国は、単一通貨ユーロ（Euro）を導入した。EUは、次の段階に入ったことになる。⁽²⁷⁾

ユーロ発足は、世界通貨体制の中でのユニークな歴史的改革である。駐日ドイツ大使フランク・エルベ氏はこういっている。「単一通貨ユーロの導入を成立させた欧州は、統合プロセスの次の段階に向けた準備を進めている。欧州連合（EU）の拡大交渉を開始し、経済通貨同盟を実現させ、さらに農業政策などの改革を進めて、EU財政の新たな枠組みをつくることが二十一世紀に向けた重要な目標だ⁽²⁸⁾」と歴史的局面を迎える欧州の発展を方向づけている。

だがユーロ出発に当たっても、EUは順風満帆に進んでいるのではない。たしかにEUの中心となっているドイツ、フランス、イギリスの景気は九七年、九八年、全般にわたって拡大したが九九年の成長率の見直しをみると減速傾向を見せている。⁽²⁹⁾この点は、独仏英を中心に景気拡大期の特質をみたのであるが、九九年一月のユーロ発足にあたって独仏伊は、ユーロ参加の条件を満たし、「堅実な」経済運営をしてきた。だが九八年末頃から九九年はじめにかけて景

気はやや鈍化傾向を余儀なくされた。これには、世界経済がドル安、欧州通貨高の進行で、全体として輸出の伸び率が下がり、国内の消費需要も次第に減少したことなどがよみとれる。単一通貨ユーロ圏十一か国が、九八年十二月三日、協調利下げを選択せざるをえなかったことは、こうした事態を反映していた。とりわけドイツ、フランス、イタリアの三か国のGDPは、EUの中で、それぞれ三三・四%、三二・二%、一八・二%を示し、三か国の合計は七三・七%を占める。ドイツとフランス二か国で、ユーロ圏のGNPの約五割を占め、両国とも九八年末頃から輸出の伸び率が低下した。両国とも九九年の成長率を二%程度にみている。

独・仏両国の輸出の鈍化傾向は、九七年九八年の東アジアの通貨・金融危機のインパクトをうけ、製品価格を下げても、購売力を上げることができなかった。総合電機のシーメンスはアジアからの受注減、国内の消費需要の鈍化などによって六五%の減益である。化学大手のバイエル、BASFも、九八年七月―九月期の売上高が前年同期比マイナースとなった。

イタリアでも輸出減少などで景気の先行きへの懸念が急速に広がっている。九八年九月の輸出は前年同月比〇・九%減、輸入も同一・九%減となり、輸出入とも十八か月ぶりに前年同月を下回った。個人消費も低迷しており、とくに政府による「買い替え補助」の期限が切れたことで自動車メーカーは販売不振に陥っている。⁽³⁰⁾ もちろん、政府の金融政策や補助金政策が浸透すれば、景気鈍化傾向も抑制することができる。イタリアでは、衣料品、食品、高級自動車などにおいては、輸出増をみせている。とくにファッション産業は、国際的にも需要は高い。イタリアの中小企業は、堅調な成長をみせ、EU市場においても注目され、競争力も強い。

イタリア政府は、低金利政策によってこの設備投資増・個人消費増をもたらし、企業の収益も相対的に増大した。九九年度予算案をみると、ユーロ加盟の基本条件を満すだけでなく持続させるためにも、一般政府の財政赤字を一

四・七兆リラを削減し、GDP比二%以内に抑えている。一方、失業率は、一一%と高水準であるため、雇用創出を目的とした企業投資への優遇措置法をはかりながら、他方で社会保障費を抑制している。⁽³¹⁾雇用創出策の主な中味をみると、第一に雇用主の社会保障費負担を給与支払額に対して一律〇・八%軽減し、失業者を雇い入れる条件づくりをする。第二に失業者の多い南部地域における新規雇用者が負担しなければならない社会保障費負担をこんご三年間にわたって凍結する。第三に南部地域に工場進出が可能なインフラ整備をする。こうした政策によって地域振興の遅れている南部地域を中心に六〇万人以上の雇用を創出し、失業率を二〇〇一年末までに一〇・二%に引き上げる計画を具体化している。

にもかかわらず独仏伊の景気の減速化は世界経済の動向に左右される可能性がある。米国経済の景気鈍化、東アジアの景気停滞、EUの景気減速などに直面し、輸出が減少するとユーロ主要国も順次景気後退に突入する可能性がある。したがってユーロの安定のための経済政策と金融政策を連動して展開せざるをえない。

ユーロ発足後、一時的にユーロの価値は上昇した。だが四か月経過したあと、ユーロ経済圏の中で、主要国である独・仏・伊の三国は景気鈍化傾向を見せるようになった。欧州中央銀行(ECB)は、こうした事態に対して九九年四月八日、〇・五%の利下げを決めた。その直後、英・仏・伊・フィンランドの株式市場は軒並み上昇した。このことは、世界経済の動向が米ドル依存主義の国際通貨制度から脱却し、欧州経済の独自の景気回復を図ったことを意味する。ユーロ発足後、経済協力開発機構(OECD)は、ユーロ圏経済報告書で、「欧州中央銀行の金融政策は必要なときに機能的に対応できない恐れがある」(一九九九年三月)と述べた。この恐れは、十一か国の欧州全体の金融政策を決定するには加盟国の同意を取りつけながら意思決定をしなければならないからという懸念と受け止められた。実は、そうではない。欧州中央銀行は、世界経済、欧州経済の動きをふまえて、独自の意思決定権をもち、また

対応も、敏速にしたことを意味する。問題は、今回の大幅利下げ政策が欧州景気の持続的拡大になるかどうかにあった。ユーロ加盟国の市民のニーズをふまえた労働市場や資本市場などの構造改革だけでなく、充実した社会政策も同時に進めていく必要があるのではないだろうか。

(2) ユーロ圏の安定と成長政策の課題

わたくしは、九九年一月一日から発足したフランクフルト市の中央に聳え立つ欧州中央銀行に、二度程、行った⁽³²⁾。それはユーロ導入の三つの段階についての問題点とユーロ以後の欧州中央銀行の共通金融政策の課題について議論するためであった。

単一通貨ユーロの導入までの経過は、専門的、学問的にも手際よく準備された⁽³³⁾。第一段階は、九八年初頭から同年末までで、経済・通貨同盟 (EMU) で決められた参加加盟国のリストを表示し、欧州中央銀行制度 (ESCB) および中央銀行の設立を決定し、紙幣と硬貨の製造、中央銀行制度の法的枠組の採択、加盟国の中央銀行、民間銀行のユーロへの転換計画の中味を示したものであった。ここで注目したい点は、九七年から九八年八月にかけての EU 加盟国のインフレ率 (第 8 表) の平均は一・三%と低かった点を評価したい。

第二段階は、九九年一月一日から二〇〇一年末までで、参加国通貨 (ドイツ・マルク、フランス・フラン、イタリア・リラ、スペイン・ペセタ、オランダ・ギルダー、ベルギー・フラン、オーストリア・シリング、フィンランド・マルカ、ポルトガル・エスクード、アイルランド・ポンド、ルクセンブルク・フラン) とユーロの交換レート⁽³⁴⁾の固定化、独立通貨としてのユーロの発行、中央銀行、ユーロによる単一通貨、為替レート政策の実施、参加国銀行間市場、金融市場、資本市場、為替市場におけるユーロの使用、ユーロによる大口決済システム、ユーロ参加国の国債もユーロ建て

第8表 EU加盟国インフレ率

国名	97年7月～98年7月	87年8月～98年8月
フランス	0.8%	0.6%
オーストリア	0.8%	0.7% p
ドイツ	0.9%	0.7%
フィンランド	1.1%	1.1%
ベルギー	1.2%	1.0%
ルクセンブルグ	1.2%	1.0%
スウェーデン	1.3%	0.6%
デンマーク	1.4%	1.1%
イギリス	1.5%	1.3%
オランダ	1.8%	1.4% p
イタリア	2.1%	2.2%
スペイン	2.3%	2.1%
アイルランド	2.5%	3.0%
ポルトガル	2.8%	2.2%
ギリシャ	4.8%	4.7%
欧州連合平均	1.5%	1.3% p

p:速報値 r:改定値 e:推定値 欧州委員会統計局 (EURO-STAT) 調べ。

国際比較を主眼に97年3月から新たに採用された「調和消費者物価指数」(Harmonized Indices of Consumer Prices=HICPs)に基づく数値。欧州連合平均はHICPsに基づいて算出された「欧州消費者物価指数」(European Index of Consumer Prices=EICP)。

〔出所〕 Europe, November/December 1998, 36ページ。

で発行する。さらに参加国の景気動向に対する金利政策などの実施をあげることができる。さらにこの段階の中で、銀行と他の金融機関による転換の継続、公的機関および銀行を除いた民間部門（企業など）、それぞれの状況判断でユーロへの転換を予定している。

この二〇〇二年末までの移行期間に加盟国の経済主体はユーロを使うか否かを自由意思で決定することができる。使用を強制されない。各国はユーロへの切り替えに当たって有利な市場の時点をえらぶこともできる。

第三段階は、二〇〇二年一月一日から七月一日までで、主としてユーロ圏全体でユーロ紙幣と硬貨を導入する。もちろん旧通貨からユーロへの交換は六か月間の期限を設定し、ユーロ圏以外の人も十一か国内ではユーロを使用することになる。したがって参加国の通貨を回収する。公的部門（機関）と民間部門における通貨交換を完了させる。二〇〇二年七月一日から完全に通貨ユーロのみが流通する。日本人がユーロ圏に旅行する場合、円をユーロに交換するだけで十一か国を旅行できる。旅行者、ユーロ圏への進出企業も、その利便性は高い。

単一通貨に関する通貨法の他のすべての条項については一九九八年五月初めの時点で、マーストリヒト条約一〇九一条四項に基づく理事会規則で合意されている。移行期間中は「非強制・非禁止」(No compulsion-no prohibition)の原則を認め、ユーロと各国通貨のいずれでも、有効な契約書や法的文書を作成することができる。この点も通貨民主主義原理の確認である。

前にも触れたが、欧州通貨同盟 (EMU) の第三段階以降後ユーロを安定させるために、加盟国は過剰な財政赤字をださないことの義務を負い、その目的達成のために監視と財政規律を強化する規則を決めた。さらにこの原則に添って「安定成長協定」に合意している。非加盟四か国に対しては、経済収斂プログラムを提出する義務を課すことにしている。

さらに加盟国は、中期的に財政収支の均衡ないし財政黒字への転換を実現することを公約し、目標までの道筋を示すことにした。このことは、循環的、構造的な景気変動に対応できることをねらったものである。ユーロを安定させる措置はマーストリヒト条約一〇四c条第九項第一二段の規定に沿って、制裁を課せられる*。

*合意により、制裁は当初、欧州中央銀行 (ECB) への預託金の形を取り、二年後に罰金に変更される。いかなる場合でも罰金の額がGDPの〇・五%を超えることはない。初年度は、GDPの〇・二%にあたる固定部分と変動部分で構成され、変動部門は基準値の〇・三%を超える一%ごとに〇・一%が課せられる。過剰な財政赤字がなくなる場合、次年度以降は固定部分の〇・二%は課されないが、変動部分は上限の〇・五%まで課せられる(CEU. Economic and Monetary Union. 1998. europe. November/December 1988.)。

ユーロの安定した政策を打出すためには、協力と制約とを自らに課さなければならぬ。とくに、ECBの理事会(「役員会、総裁、副総裁、及び理事四名とユーロ参加国中央銀行総裁十一名で構成)は最高意思決定機関であり、なによりも、優先すべきはECBの金融政策の主要目的である物価の安定にある。ECBは、この目的に添ってターゲット

ト目標を設定し、政策決定過程の透明性および説明責任能力を高め、信頼性を確保しようとしている。物価の安定は、参加国市民の共通の要望であり、生活水準を高める基本である。ECB理事会は、物価安定の定義としてはユーロ圏における調和消費者物価指数の前年比 $\pm 2\%$ を下回ることを目標にすることを決定した。さらに物価の安定を維持するための対応として、マネーサプライに極めて重要な役割を与えるだけでなく、幅広い金融・経済指標をベースにした物価動向見通しについても、主要な役割が与えられることになった。

金融政策の手段は、主に公開市場操作により、金融の円滑な運営を実施する。公開市場操作には、債券操作として固定金利方式と変動金利方式がある。また公開操作に属さないものとして欧州中央銀行システムから公開操作対象先へのオーバーナイトでの貸出制度と銀行から欧州中央銀行システムへのオーバーナイトの預金制度（預金ファシリティー、the Deposit Facility）などが採用されることになった。⁽³⁴⁾

ユーロの金融政策は、ユーロ圏全体の消費者物価安定にある。したがって景気変動をどのように安定的に調整するかが問われる。例えば、景気上昇期に入って消費者物価が 3% 以上も上昇したとき、ユーロ中央銀行はどのように金融政策の面から市場介入をするのかである。まず当局者は、ユーロの消費者物価上昇率 2% 以下に抑制するために、金利をまず 0.25% 幅に利上げを行い、市場動向と物価の動向を総合的に判断していくだろう。この場合加盟国間に消費者物価上昇率にも格差が生じるであろう。この点も、各加盟国はそれぞれの国の中央銀行の政策担当者と協議し、政策決定の作用、反作用を観察し、欧州中央銀行と厳しい調整を強いられるであろう。

(3) ユーロ圏金融政策および為替政策のポイントとは何か

ユーロ圏十一か国の景気が減速傾向を強め、消費者物価の上昇率は 0.2% であっても、失業率は、平均より上昇

したり、設備投資が鈍化したり、輸出も減少したり、GDPも低下傾向を続けたりすれば、ECB当局は、政策金利をまず〇・二五%引き下げ、企業経営者に対して金融機関を利用しやすくし、また金融機関も私企業、公企業に対して融資しやすくなり、輸出の伸び率も高くなり、設備投資も活性化していくと考えるであろう。前にも触れたが、欧州単一通貨「ユーロ」が誕生から百日目を迎えた二日前の四月八日、欧州中銀は、金利政策の大幅引き下げを実施し、投資家、金融関係者の意表を突いた。というのは、欧州の減速経済に対して歯止めをかけるには、〇・二五%の利下げ程度におさまると考えていたからである。なんと〇・五%の利下げにふみきった。企業マインドの冷えこみを抑えるには、小出しの利下げではききめがないと判断したからであろう。別な角度から見れば、ドイツ、フランス、イタリアなどにおいては、企業のリストラが進み、消費者マインドを冷やす瀬戸際にきている。利下げで企業の景気回復感をおこさない限り、経済は安定しない。消費者は、人減らしをなくし、安定した所得を望んでいる。だからユーロの政策判断を支持しているようである。

問題は、ECBがユーロの経済を安定させるために、多面的な金融政策を選択する基準は何かという点にある。ユーロは、世界通貨としてドルに対してどのような対応をするか。さらに円やその他の通貨に対してどのような為替政策をとればよいかが問われてくる。

ECBは今後も一貫してユーロ以外の通貨との間の為替政策は、九三年十一月に発効したマーストリヒト条約に基づいて外国為替市場に介入し、ユーロ為替の安定策を選択するであろう。ここでは二つの課題に限定して述べる。

第一は、欧州連合 (EU) に加盟しているが、国内的条件や参加条件が不備でユーロ未加盟のギリシャ、デンマーク、スウェーデン、イギリスの四か国 (Pre-ins国と呼ばれる) との為替相場の調整問題である。これは、従来のイギリスとギリシャを除いて従来の欧州為替相場メカニズム (ERM=Exchange Rate Mechanism) を機能停止させて、

代りに四か国との新しい為替相場メカニズム (ERM2) を導入した。この新ERMは、ユーロに対して中心相場をもつことになり、参加は自由意思であり、変動幅は、経験則にのっとり従来ERMと同じく、上下それぞれ原則として一五%としている。世界経済と欧州経済と国内経済の動きの中で、四か国の為替相場の変動幅を広い範囲に取り、通貨危機に直面しても対応可能にしている。九八年九月の単一通貨圏十一か国の蔵相による非公式閣僚会議において、ギリシャ・ドラクマとデンマーク・クローネが参加することが合意されたのである。

ユーロの為替政策は、一貫して参加国の通貨価値の安定のために行われる。為替介入によって通貨価値が損なわれたり、不安定になったりするときには、為替介入を停止することができる。重大な通貨危機に直面した場合には、中心レートを見直したり、変更することができる。

第二に世界通貨ドルとの関係についてである。EUは世界経済の安定のために一貫してドルとの調整力を重視する。従来アメリカドルは世界経済における基軸通貨であり、たとえ自国の国際収支が赤字になっても、相手国がドルで決済する限り、資金はアメリカに有利に還流し、債務危機を発生させずに済んだ。まさにドル支配帝国である。今日、アメリカは、九一年一月以降九年近く景気を持続させているひとつの要因は、国際収支の大幅な赤字にもかかわらず、国内的に高金利政策を実施し、欧州や日本やその他の大手投資家の資金を呼びよせ、その年間平均二〇〇億ドルを吸収し、大幅赤字に対応できたからである。一方アメリカは、一貫してドル高政策を続け、商品の輸出入の赤字を資本収支の黒字で穴埋めしてきた。この背景には基軸通貨ドルの力量によるものである。だからといって安定的ではない。たしかにアメリカは、金融の構造改革、新規産業の導入、製造業の技術革新、ハード・ソフトの情報産業の成長などによって持続的成長を可能にし莫大な失業者を吸収してきたと同時にこの成長によって、政府の税収を増加させ、九八年には慢性的財政赤字をゼロにし、予算配分でも社会保障費、教育技術費などを増加させることに成功

している。にもかかわらず、持続的成長過程の中で、高所得層の資産が増大し、中所得層も資産を相対的に増加させたが、その経済格差も増大し、とくに低所得層の資産は増大していない。

アメリカはこうした難問を抱えながら、三〇年以上、膨大な国際収支の赤字を累積しているだけでなく、数度にわたる株価暴落を経験している。

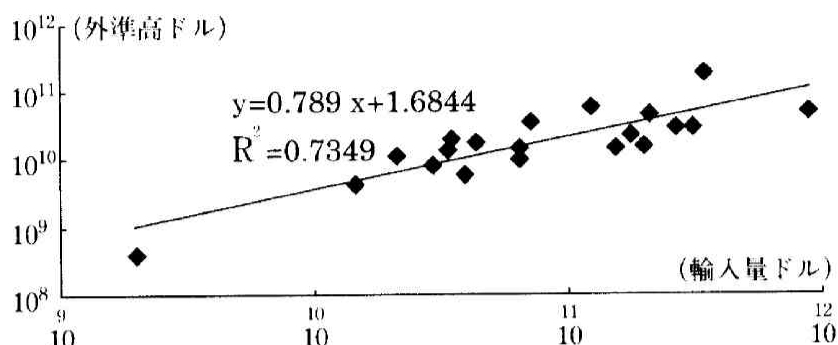
世界通貨としてのドル支配は、ドルの価値の増大ではなく、その機能の増大なのである。一九八五年以降アメリカは世界一の債務国家であるにもかかわらず、国力を弱体化させないのはその経済力と軍事力の強さにある。とりわけ基軸通貨ドルの支配は大きい。とくに一九九一年旧ソ連、東欧の社会主義体制崩壊後のアメリカは、従来の冷戦体制後の世界経済の単一支配を試みている。アメリカの有力な評論家は資本主義の敵は社会主義でなく、資本主義ではないかと最近アメリカの体制支配に疑問をもってきた。世界体制は相対化時代に入った点を注目している。それがユーロ圏の誕生であった。

一九九九年のユーロの発足は、二十一世紀に向って客観的にはドル単独の基軸通貨体制からドルとユーロの複数軸世界通貨体制へと移行したことを意味する。もちろんドル基軸体制は依然として根強く存在していることはいままでもない。九九年一月ユーロ発足時の世界貿易における総額を通貨で計算し直すと、ドル使用率は約六〇%、ユーロ圏通貨使用率は約一八%、円は六%であり、残りはその他の通貨(ポンドなど)である。依然としてドルの力量は大きい。外国為替取引額をみると、一九九五年時点でドルが四〇%、ユーロ(十一か国の合計額)約三〇%、その他ポンドなどの他の通貨である。さらに債権を通貨別残高の占有率で見ると、九八年でドルが約四七%、ユーロ圏通貨三六%であり、残りがその他の通貨である。

IMFの年次報告書(一九九九年)によると、ユーロ発足時の公的外貨準備高の占有率はドル六一・四%、ユーロ

第1図 ユーロ圏の外貨準備の推計

①先進国の外貨準備高は輸入量と相関が高い



②上の結果を用いた推定外貨準備高と過剰外貨準備高

(単位：億ドル)

	97年末時点 (実績) (a)	99年1月時点		過剰外貨 準備高 (b)-(c) (d)
		97年末の数 値で計算(注2) (b)	①の結果によ る適正外準高 (c)	
外貨準備高合計	3,240	—	—	
うち域外通貨(注1)	2,547	2,176	(注3)1,172	1,004
輸入量合計	15,463	—	—	—
うち対域外	7,843	7,843	7,843	—

IMF, "International Financial Statistics", "Direction of Trade Statistics",
BIS "International Banking and Financial Market Developments" 経企
庁, 前掲書, 53 ページより作成。

圏一三・七%、ポンド三・六%、日本円
五・三%、その他一六%である。⁽³⁵⁾

こうしてユーロとドルの実際の運用を
みるとユーロは未だ弱い。だが今後ユー
ロとの関係の強い中進国、途上国の取引
債権の確保などをみると、ユーロは強化
されていくであろう。ユーロの出発は世
界経済の相対化の時代に入ったといつて
よいであろう。

(4) ユーロ圏中央銀行の外貨準備高と

ユーロ価値の問題点

その国の企業の国際競争力が強いかど
うかの物差しのひとつは外貨準備高であ
る。とくに外国貿易や為替取引にあたっ
て外貨準備高を多くもっているかどうか
は重要である。先進国の外貨準備高の大
きさは、輸入量との相関関係が高い(第
1図①)⁽³⁶⁾。国内景気が回復し、輸入額が

輸出額より多くても、外貨準備高が多ければ支払能力をもっているので心配することはない。ユーロ圏についてみると、九九年以降には、十一か国のユーロ圏内においては参加国は輸入については共通通貨ユーロの支払いで対応できるようにするので外貨は必要でなくなる。こうした理由からユーロ十一か国は、輸入全体の中で外貨を必要とする輸入量は減少する。したがって外貨準備高の保有量は少なくとも済む。短期的にはユーロへの購買力が高まり、ユーロの価値は高まる。

『世界経済白書』（平成一〇年）は、九七年末のIMFのデータをもとに分析を試みている。ユーランドの外貨準備高は、輸入量との関係でみる限り、九七年末現在では、先進国の平均に比べて妥当な水準であるが、ユーロが導入された後には域内からの輸入に見合う外貨準備高は過剰となるため、先進国に比べて高い水準となる。欧州委員会も、ユーロ導入の際に、ESCB（欧州銀行制度）の外貨準備が過剰になるリスクについて言及している。実際、第一図の①の近似曲線を用いて、九九年以降のユーロ圏取引に見合う外貨準備高を推計すると、一〇〇四億ドルの外貨準備高になる（同図②）という結果を出している。

この分析は正当性をもっている。だがこの推計結果は、様々な仮説に基づいたもので、仮定の置き方で変化する。問題は、ユーロを安定するために過剰な外貨準備高をどのように使用するかである。ユーロ圏内の生産的投資に使用することによって、経済の活性化をもたらすかどうかである。欧州中央銀行がユーロの価値を強化するための政策を打出することが大切ではなからうか。ユーロ圏の通貨・金融の管理塔としての中央銀行は、EUの欧州圏拡大戦略にある。正式にEU加盟交渉を開始しているハンガリー、チェッコ、ポーランド、スロヴェニア、エストニア、キプロスなど六か国、さらに加盟準備交渉を開始しているルーマニア、スロヴァキア、リトアニア、ブルガリア、ラトビアなど五か国などに貿易収支を安定させるためにも、外貨を貸与し、国内需要を増大させる資金として役立てるべきで

あろう。

ユーロが安定した強い通貨になるには、EU統合市場が活性化することである。単一通貨の目的は物価の安定にあった。市場統合と通貨統合が連動することである。統合市場が活性化するには、為替相場が安定し貿易や投資や雇用に混乱におとし入れないことである。統合市場をユーロの為替相場の安定によって補完することである。統合市場の発展は、域内における商品の価格やサービス価格を、市場価格機構を通じて安定化させることである。同時にEU当局が価格安定のためのさまざまな指示を出すことであろう。そうすればユーロ圏内における消費者価格も時間の経過とともに安定化するのであろう。だが当分の間価格差が続くであろう。EU委員会が発表した九九年五月時点の調査によると、域内の自動車小売価格には格差が歴然としている。九八年十一月調査(十二か国)から半年経った九九年五月の調査と比べても拡大傾向にある。通貨統合加盟十一か国(ユーロ圏)で見ると、ドイツフォルクスワーゲン(VW)は一番安いフィンランドに比べてドイツが三三%高く、価格差の小さいドイツアウディでも一三%違った。ユーロ圏外の英国を含めると価格差が五〇%前後に広がる車種もある。この価格差のひとつの原因は購入時の税負担が国によって一五%から二〇%前後も違うからである。購入者は、そのため「越境購入」をして安いクルマを手に入れる。新車を買うときは、購入国ではなく使用(登録)国の税制が適用されるため、車本体の価格が安い国で購入し、税負担の軽い自国で使う。税負担が付加価値(VAT)一六%のみのドイツの人が安い車の隣国デンマークやイタリアに買い出しに出かけている。EU委員会は、できるだけ域内税制とくに付加価値税の段階的調整と自動車税制(販売税、登録税)の違いの調整を行って消費者、市民に対して安心した政策を打ち出すべきであろう。だが環境税については、共通に負担させるべきであろう。

ユーロの価値が安定することは、市民の生活水準の向上と環境保全とに連動しなければならない。それは今後の

ユーロの価値の安定政策にかかっている。

(5) 複数軸世界通貨としてのドルとユーロ

問題を進めよう。世界通貨としてのドルと対等の複数軸通貨ユーロになるために九八年二月、欧州委員会は「ユーロペーパーズ」を公表した。これによると、強い通貨または基軸通貨になるには、EU内要因とEU外要因という二要因がある。前述した『白書』は前者の要因を域内の金融政策と財政政策にむけて論じている。金融政策では、ECBの独立性、透明性、信頼性を基盤として政策展開を必要とするといっている。インフレ率が高くなったからといって急に引き締め政策を実施するのではないかという見方に対し、欧州委員会は、必要以上に高金利を恣意的に設定し、欧州、世界の経済状況に見合わない金融政策を選択すれば市場の信頼性を失うので、慎重で、客観的に総合的政策判断をするという。また財政政策では、過剰な財政赤字を出さない財政運営を重厚に展開していくという。

このように欧州委員会は、きわめて抽象的であるが、中長期のユーロ価値の安定性確保を図っている。当然のことである。今後、中長期にユーロを強化していくためには、市民生活水準の向上、物価の安定、福祉の充実、雇用の安定、環境保全などのために木目こまかい金融政策と財政政策を総合的に運営し、活力と魅力あるEUの道を切り開くべきであろう。また域外の要因については、第一に、ポルトフォリオ（投資組み合せ）におけるユーロの需給関係による。ユーロ圏外の投資家が、通貨ユーロが高くなり、保有高も増加させる一方、ユーロ圏内の投資家がリスク分散のため、ユーロ圏外の通貨に投資するインセンティブも高まるため、ポルトフォリオに対するインパクトは限定的にならざるをえない。第二に、ユーロ圏以外の各国の外貨準備の観点からすれば前述したように、中・東ヨーロッパ諸国でユーロを外貨準備として導入する。こうした二つの理由からユーロを強化できるというのである。この点、欧州

全体の経済安定の立場から、ユーロの価値の安定化を図っていくべきであろう。とくに国際投機家によるユーロ価格攪乱要因を阻止しつつ、欧州市民のために欧州通貨ユーロの強化を図るべきであろう。

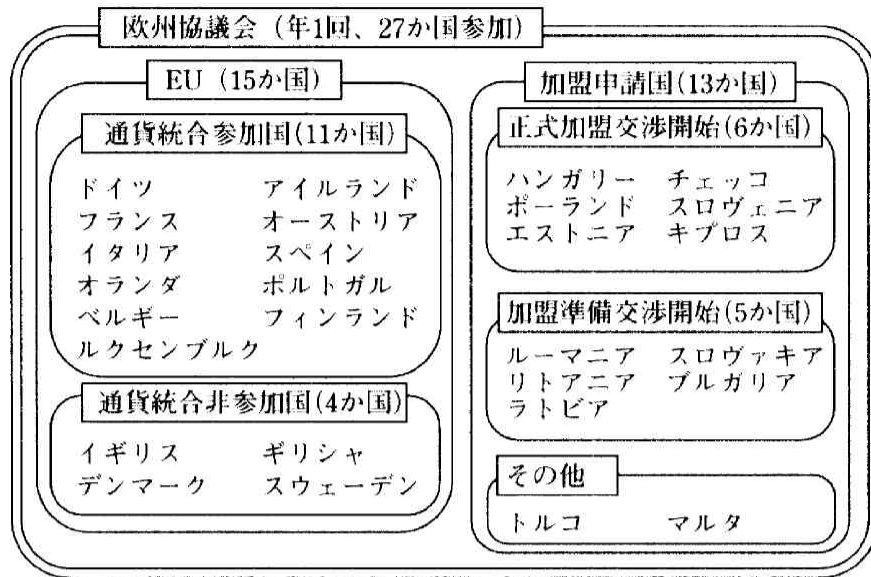
ユーロが安定することによってEUの拡大もあるし、同時に、EUは分権と統合の民主主義を徹底化すべきであろう。EUは、EU経済の構造改革のみならずドル支配の世界経済を相対化し、途上国、中進国の経済発展に協力し、世界経済の民主化を徹底化することを志向すべきである。

(6) こんごの展望

ユーロ圏は、ギリシャ、デンマーク、スウェーデン、イギリスの四か国が二〇〇二年までに加盟することを期待している。ギリシャは、財政赤字をクリアできず参加できなかったが二〇〇一年までに、公営企業の民営化、社会保障費の見直しなどの改革を通じて、財政赤字も二%以内にし、インフレ率も三%になり、参加条件を満たしていくであろう。九八年末のデンマークでの世論調査では賛成五四%に対して反対三六%、九九年一月のスウェーデンでの世論調査でも賛成六二%、反対二三%、その他となり、両国とも参加条件を満たしており、国民世論も賛成している。二〇〇〇年には参加するであろう。イギリスについては、二〇〇一年の総選挙の結果によって決まるであろう。

他方EUの市場統合と通貨統合の連動が具体化する中で、中・東ヨーロッパ諸国も、まずEU市場統合に参加し、EUの拡大を加速し、世界経済の中で、ユーロ圏が形成されるであろう(第2図)。だとすれば、連合と国家との新しいあり方、制度改革、EU官治主義からの脱皮、二十一世紀のヨーロッパの新しい構図とは何かを示すべきであろう。世界経済の中でドルに対峙しつつユーロは新しい相対的自立通貨圏を形成し、平和と民主主義を根づかせる市民の統治の管理塔として世界経済の先導的役割を果たすべきであろう。日本は、経済の体質改革をしつつ、両通貨圏にど

第2図 EUの拡大



(注) 98年10月現在。なお、マルタは98年9月にEU加盟申請凍結を解除した。
 [出所] H. Grable & K. Hughes, Eastward Enlargement of the European Union, 1997
 P. 31, 33, 43より作る。

のように組み入れられ、またどのようにに独自性と連帯性をもつて対応していくのか、たえず問われるであろう。

注

(1) たとえば堺屋太一氏は『経済白書』(平成十一年版)の序文で次のようにいっている。「景気の状態は下げ止まりおおむね横ばいとなった。しかし、それが直ちに本格的な景気回復につながるかどうかは明らかではない。当面の緊急事態は脱したとはいえ、日本経済の持つ問題はなお数多い。中でも重大なのは、多くの企業が過剰設備、過剰雇用、過剰債務の「三つの過剰」を抱えるなどの構造問題である」と。堺屋氏は従来の企画庁長官と違って、日本経済を真正面から分析して、政府の見解を打ち出している。だが日本経済の体質をどのように市民の立場で改革していくかという発想はない。堺屋氏は一九五五年頃から九〇年の「バブル崩壊」に至る三五年間、日本経済は「右肩上がり」の状況が続き、この背景には「三つの神話」があったとユニークな発想をする。第一は、「土地の値段は決して下がらない」という「土地神話」、第二は、「不況になっても消費需要だけは減少することはない」という「消費神話」、そして第三は「日本の企業経営は集団主義、全従業員が終身雇用を前提として仲間意識で結ばれているから、大規模な従業員解雇などありえない」という「完全雇用神話」である。これら三つの神話とは、もうお別れであり、グローバリゼーションは実力が試される場であり、ハイリスク・ハイ

リターンの時代だと考えているようである、だが「土地神話」を作ったのは政府と財界とくに銀行業ではなかったか。「消費神話」も大量生産、大量流通、大量消費のシステムを作ったのは誰か、不況になれば消費は、減少する」のであって神話とはいえないのではないか。「完全雇用」神話も、高度成長期の時期であり、その後、不況に直面するやリストラ合理化は進んだのである。この点を踏えて整理して新しい、日本経済を世界経済の中で位置づけるべきであろう。なお、九七、九八年の日本の通貨金融危機の構造については、拙稿「日本経済危機の実相と課題—金融不況の本質と問題点—」『商経論叢』第三十五卷（一九九九年六月刊）をみられたい。

なお世界経済の同時不況に対抗する先進国の経済政策の課題については、拙稿「世界同時不況に対抗する米国およびEU主要国の経済政策」『商経論叢』第三十四巻第四号（一九九九年二月刊）を、また東アジアについては「東アジアの通貨・金融危機を考える」『商経論叢』第三十四巻第三号を参照されたい。

(2) 「日本経済新聞」一九九九年六月二十八日

(3) 拙稿、前掲論文「日本経済危機の実相と課題」

(4) Financial Times, 20 June 1999.

日本の小渕恵三首相は、ケルン・サミットの閉幕を受けてケルン市内で内外記者会見をした。そのとき「雇用産業競争力強化策をできるものから実行し、九九年度のプラス成長に向け不転の決意で臨むつもりである」といったが、他の先進国の首脳は、日本の構造改革を通じた成長を期待するといっている。首相は構造改革については触れていない。「あらゆる政策」とは、大型公共投資（新幹線、道路、公用水などハードな公共投資のこと）を意味している。なぜ福祉、環境の充実を通じた景気回復を政策として打ち出さないのか。

(5) 毎日新聞、朝日新聞、日本経済新聞、一九九九年六月二十一日

一九九九年六月二十一日、Financial Times, 19, 20 July 1999, Wallstreet Journal 19, 20 July 1999, Economist, July 1999.

ケルン・サミットの課題は、本論で取りあげた課題以外に世界貿易問題、開発パートナーシップの深化の問題、開発途上国の債務救済とくに重債務貧困国（HIPC）に対する債務救済問題、核不拡散、軍備管理及び軍縮の促進問題、環境保護、地球規模の課題への対処問題、コソボなどの地域問題等である。わたくしは軍縮問題とコソボ問題を関連させて論じるべきであり、アメリカ、イギリスなどの有力な評論家がいうようにコソボ問題のあり方について、国連を無視したNATO、とくに米英の軍事指導で、三月二十五日から約八十日間にわたるユーゴ空爆は避けるべきであったと思う。ユーゴ問題を民族間対立に

求めるのは間違いであり、平和と民主主義、人権（権力による内政干渉を止めることを含む）問題の視点から国連平和主義に基づいて解決すべきであった。NATOとユーゴとの仲裁にあたったフィンランド大統領を高く評価すべきだ。

(6) この点については、すでに次の文献があり、サミット以上の社会経済理論的問題を提示している。

H.P. Marin & H.Schumann. The Global Trap : Globalization and the assault on prosperity and democracy. 1997. B. Ax-ford. the Global System—Economics, Politics and Culture. 1995. J. H. (ed.) Mittelman Globalization : Critical Reflection. 1996.

R. Robertson. Globalization. Social Theory and Global Culture. 1992 (阿部美哉訳、『グローバリゼーション』東大出版会一九九七年)、森田桐郎著、室井義雄編『世界経済論の構図』有斐閣、第三部（一九九七年）

(7) グローバリゼーションに対する鋭い批判をしつつ、市民社会の構想を示した論文としては坂本義和「世界市場化への対抗構想—東アジア地域協力『市民国家』—」（『世界』岩波書店、一九九八年九月号）をみられたい。

G・&P・デヴィッドソン・小山庄三訳『文明社会の経済学』多賀出版、一九九九年。

(8) 奥村皓一『国際メガメデア資本—M&Aの戦略と構想』文眞堂、一九九九年三月。

(9) L. D. USA. Monthly Labour Review 1998. 1999. Council of Economic Advisers (CEA). 23. April 1996. "Job Creation and Employment Opportunities : The United States Labour Market. 1993—96."

その後九八年九月に好調であったサービス産業も伸びが純化し、失業率も上昇した。

(10) The Labour Party. Getting welfare to work : A new vision for social security 1996. 労働党政権は福祉への依存ではなく仕事を通じて福祉を充実するという考え方である。ちなみにT. Buxton, P. Chapman & P. Temple. Britains Economic Performance. 1998. をみられたい。

(11) 日本経済新聞一九九九年六月二八日

(12) 清水嘉治論文「世界同時不況に対抗する米国およびEU主要国の経済政策」『商経論叢』第三十四巻第四号（一九九九・一一）

(13) Financial Times. 26 July 1999. "Europe goes to the Polls". The Economist. June 12 th—18 th 1999. European Commission. Growth and Employment in the Stability. Oriented Frame work of EMU. 1998.

(14) 清水嘉治『新EC論—ヨーロッパの新構図』一九九三年、新評論、第二章第一章「マーストリヒト条約の新しい課題」を

参照されたい。

Council of the European Communities, Commission of the European Communities, Treaty on European Union, 1992. A. Forster, Britain and the Negotiation of the Maastricht Treaty, pp. 347~368. Journal of Common Market Studies, Sept. 1998. R. Barrell, Economic convergence and Monetary Union in Europe, 1992. D. Pollard, The Unseen Treaty, Treaty on European Union, Maastricht, 1992. J. Lodgeley, The European Community and The Challenge of the Future, 1989. Paul De Grauwe, the Economics of Monetary Integration, 1992.

EU内地域格差是正政策については次の文献が参考になる。

European Union, Regional Policy and Cohesion, Regional development studies. The impact of Structural policies on economic and social cohesion in the Union 1989~1999.

(15) Eurostat, "Eurostatistic", IMF, Direction of Trade Statistics, October 1998.

(16) OECD, "Economic Surveys, Germany" 1998. 経企庁編『世界経済白書』(平成10年)六五ページ。

(17) 日本経済新聞、一九九九年一月九日。

(18) 同右、一九九九年八月十五日。

(19) 経企庁編『世界経済白書』平成10年版、六八ページ。九八年九月にフランス政府が閣議決定した予算案をみると、歳出は前年度当初予算比二・三%増の、兆六三三六億フラン(約三八兆円)に抑えている。歳入は、景気上昇で、三・五%増の一兆三九六億フラン(約三・三兆円)財政赤字はGDP比二・三%となる見込みである。

歳出面では、成長率を下回る水準に抑え、雇用及び社会的公平の実現、生活環境の改善を重点目標として組み、都市三・四%増、環境一四・八%増、教育研究技術四・六%増、健康・連帯四・五%増、雇用三・九%増などに配分しているのが目立つところ(Ministere de l'Economie, des Finances et de l'Industrie 1998)。

(20) G. Maynard, "The Economy under Mrs Thatcher 1988. B. Jessop, K. Bonnett, S. Bromley, "Farewell to Thatcherism? New Left Review No. 179, 1990.

(21) 拙著『転機にたつ世界経済』新評論、一九九〇年、一三三〇ページ。

(22) Labour Party, a Fresh start for Britain, Labour's strategy for Britain in the Modern world, 1996. P. Mandelson and R. Liddle, The Blair Revolution. Can New Labour Deliver? 1997. M. R. Brown, Where Blair is Wrong, 1997.

- (23) Labour Party. Getting welfare to work. 1998. A. Giddens. The third way. 1998.
- (24) Independent. 26 June 1998.
- (25) Economic Trend. June 1998.
- (26) BSS, Labour Market Trend. August 1998. 『世界経済白書』平成十年版七・ページ。Labour party. Getting welfare to work. 1996.
- (27) European Monetary Institute. Annual Report. Frankfurt am Main(Various issues)
 EMI. The Single Monetary Policy in Stage Three : Specifications of the Operational Framework. EMI. Frankfurt am Main. 1997. M. Monti. The Single Market and Tomorrow's Europe. 1996.
 EMI. Convergence Report 1998. R. Barrell. Economic Convergence and Monetary Union in Europe. 1997.
 星野郁『ユーロで変革進むEU経済と市場』東洋経済新報社、一九九八年、第三章をみられたい。
- (28) 朝日新聞、一九九九年三月二十九日「論壇」
- (29) 日本経済新聞、一九九八年十二月七日
- (30) 同右、一九九八年十二月七日 Financial Times, 6 December 1998.
- (31) OECD, Economic Outlook. 1998.
- (32) 清水嘉治「97・98激動するヨーロッパ」『経済貿易研究年報』NO.24、一九九八年三月刊、本稿の一部は、一九九七年九月一五日から九月二十八日までの「通貨統合を中心とする欧州新情勢について」の共同研究(石井伸一教授他)の成果を発表したものである。とくに九七年九月十七日、パリ第十三大学のJ・マディエ教授とフランクフルトの欧州通貨機構の参事官との討論の内容をみられたい。
- (33) European Monetary Institute. The Single Monetary Policy in Stage Three. Specification of the operational framework. January 1997. Do. Progress Towards Convergence 1996. Nov. 1996. Do. Convergence Report 1998. European Commission. European Economy. No. 66. 1998. Do. 1 January 1999 : "Creation of the euro area" European Economy No. 65. 1998. pp. 7 ~ 12. R. N. Cooper. Key Currencies After the Euro. "World Economy. January 1999. Vol. 22. pp. 1 ~ 24.
- (34) 『世界経済白書』平成十年版、五〇ページ。
- (35) IMF, Annual Report. 1998.

- (36) IMF, International Financial Statistics, 1998. 『世界経済白書』平成十年五三〇ページ。
- (37) 同右『白書』五四ページ。

(一九九九年八月二十五日脱稿)